

電子化全開宣言 行 動 計 画

平成26年3月 策定

平成27年7月 改定

平成28年3月 改定

神 奈 川 県

目次

序章	1
1 情報の持つ現代的意義	1
2 ICTとは何か	2
3 電子化全開宣言の取組みを進めるにあたっての基本的な考え方	3
4 行動計画の位置づけ	4
5 計画期間	5
6 他の計画との関係	5
7 ICT推進体制	6
8 情報化人材の育成	8
第1章 スマート神奈川の推進	9
1 スマート神奈川とは	9
2 エネルギーのスマート化	9
3 環境施策のスマート化	10
4 防災のスマート化	11
5 観光のスマート化	12
6 農林水産業のスマート化	13
7 医療&ヘルスケアのスマート化	15
8 教育のスマート化	19
9 公衆無線LANアクセスポイントの設置	21
10 公共インフラの管理分野におけるスマート化	23
11 ICTの活用による産業振興	23
第2章 行政サービスのICT化の拡充	26
1 行政サービスのICT化拡充の意義	26
2 行政手続の電子化の拡充	27
3 オープンガバメントの導入	28
4 社会保障・税番号制度の導入	33
第3章 スマート県庁の実現	36
1 スマート県庁の取組み	36
2 ICTガバナンスの確立	36
3 BPRの推進によるコスト削減と仕事の効率化	37
4 情報システムの見直し	42
5 通信サービスの見直し	46
資料編 進行管理（行動計画に基づくICTガバナンス）	47
1 工程表	47
2 予算	50

序章

1 情報の持つ現代的意義

(1) 情報とは何か

人が行動を起こすにあたっては、様々な情報を収集し、それらを総合的に考慮したうえで計画を立て、実行に移すのが一般的である。これは、組織が行動を起こす場合でも同様であり、そうした意味では、情報はすべての行動の源と言っても過言ではない。また、誤った情報は誤った行動につながるため、正確な情報を取り扱うことはもちろん、情報をどのように処理し、どのように解釈するかということも、人や組織が行動を決定する上で極めて大切なことである。

(2) 高度情報化社会

さらに、社会の中での情報という視点から、「情報化」という言葉がある。これは、情報の活用度が増し、情報の価値が高まること、あるいは、情報技術の進歩によって、社会が変容していくことも示すとされている。

「情報化」という言葉が時代のキーワードとなり、「高度情報化社会の到来」が叫ばれるようになったのは、昭和 50 年代後半からである。それまで、情報は、新聞、ラジオ、テレビなどにより、紙や音声、映像で伝えられていた。しかし、ワープロやパソコン等の O A 機器の普及により、情報は発信者が作成する段階から電子化され、受け手も情報を機械に取り込んで活用できるようになった。こうした情報技術の発達により、情報の活用度が飛躍的に向上することとなった。

その後も、インターネットの登場による情報通信ネットワークの高度化、携帯電話の普及による無線通信網の発達、それらを背景としたスマートフォンやタブレット型端末などモバイルコンピューティングの普及、さらには、地上デジタルテレビ等の既存メディアのデジタル化と情報通信ネットワークとの融合による双方向化など、情報通信技術（以下、「ICT」という。）は急速な発達を遂げている。

(3) 本県の取組み

こうした流れの中で、本県では、平成 8 年 3 月に「行政情報化プログラム」を策定して、県民サービスの向上と行政事務の高度化・効率化を進め、平成 13 年には同プログラムを改定し、電子県庁の構築を目指してきた。具体的な例としては、平成 17 年度に市町村と連携した電子申請サービス・公共施設利用予約サービスを開始し、住民等の利便性の向上と業務の効率化を図ってきている。また、平成 20 年度には、行政情報化の推進という基本的な考えのもと、費用と効果を見極めつつ全体最適を目指し、業務・システムの効率化、品質向上等に向けた取組みを推進するため、情報システム再編整備事業への取組みも開始している。

(4) 発達し続けるICT

しかしながら、ICTの発達はとどまるところを知らず、今日、情報通信ネットワークの発展と拡大は、情報の発信源が多種多様となり、かつ個人レベルまで発信源の裾野が広がるとともに、その流通量も膨大なものとなっている。

こうした多種多様な情報源からリアルタイムに、しかも大量に発信される情報は「ビッグデータ」と呼ばれ、収集・分析されることにより、新たな価値やきめ細かなサービスを創出する可能性を秘めており、社会における情報は、ますますその重要性を増している。

また、情報通信ネットワークの発展により、情報共有や双方向性が拡大したことは、社会における様々な主体による結びつきや連携を可能にしている。

さらに、現在のように高速化・大容量化した情報通信ネットワークの進歩により、情報システムを自前で保有せずに、ネットワーク上で提供される様々なサービスを利用する「クラウドコンピューティング」という新たなビジネスモデルも出現し、拡大を続けている。

2 ICTとは何か

(1) ICTとは何か

ICT (Information and Communication Technology)とは情報通信技術の略称であり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス・ビジネスモデルなどを含めた概念である。IT (Information Technology)とほぼ同義ではあるが、ITに関してはコンピュータ技術という意味合いが強く、ICTはそれよりも広範囲な概念として使われるものである。

(2) なぜICTなのか

ICTは時間と距離、情報など、これまで制限されていた条件を緩和するものである。これにより、業務の効率性の向上や利便性の向上を図ることで、生産性を高めることが可能となり、省力化につながる。また、ICTは、行政組織の戦略を実現するツールであり、その活用によって県民にとって価値の高い行政サービスを創造することができる。

(3) ICTで実現できるものは何か

ICTで実現できるものは、大きく分けて四つある。『より安全・安心なサービスの提供』、『利便性の高いサービスの実現』、『一人当たりの生産性の向上と組織の最適化』、『新しい事業の創造と国際競争力の強化』である。

電子化全開宣言の、“スマート神奈川の推進”、“行政サービスのICT化の拡充”、“スマート県庁の実現”の三つの方針は上述の四つを実現することを目的としている。

3 電子化全開宣言の取組みを進めるにあたっての基本的な考え方 (行動計画の策定)

本県では、情報の重要性を認識するとともに、以上のような日進月歩ならぬ秒進分歩で発達するICTを背景とした電子化全開宣言を実行するため、次のとおり電子化全開宣言行動計画(以下、「行動計画」という。)を策定することとした。

電子化全開宣言の“スマート神奈川の推進”、“行政サービスのICT化の拡充”、“スマート県庁の実現”の三つの方針に取り組むにあたっての基本的な考え方として、以下の五つを掲げる。これは、行動計画実行の際の理念である。

(1) 機会損失からの脱却

最善の意思決定をしないことによって、より多くの利益を得る機会を逃すことで生じる損失のことを機会損失と言うが、県民のためのサービス創造や県民の利益の増進のためには、前例にとらわれることなく果敢に企画し挑戦していくこととする。

(2) 埋没費用からの脱却

既に支払ってしまい、取り戻せない費用・労力・時間を埋没費用と言うが、今後の投資効果を判断する際には、新規に作成し、従前のものを廃止した方が県民への便益等が大きければ、埋没費用を切り捨てることは合理的である。

(3) 部分最適から全体最適への考え方の転換

組織別に臨機応変に対応することは必要だが、その結果、全体としての成果・実績(パフォーマンス)を落とす場合もある。各局等が、それぞれ実行しつつも全体としての最適は何かという視点を持って取り組むことが求められる。システムも部分最適ではなく、相互に利用できるものは全体最適という観点から捉えて実践していくこととする。

(4) 生産性の向上

ICT導入による一人当たりの生産性の向上である。ICTとは前述したように、時間と距離、情報の制約条件を緩和するための手段である。したがって、移動などの時間コストの削減や費用の削減、機会を生み出すことにより、一人の能力を引き伸ばすことが可能となる。すなわち、一人当たりの生産性向上につながるようにICT関連経費をシフトしていく。

(5) 積極的な情報化投資

情報化投資に関しては引き続き積極的に行う。情報化投資とは、職員の生産性の向上と県民サービスの付加価値を高めるために実行されるものであり、積極的に今後も実施していく。問題の本質は、意味のある情報化投資を実行するために、「なぜやるのか。何をやるのか。どうやるのか。いつまでに実現するのか。」を明確に

していくことである。そして、投資効果に関する事前評価と事後評価を実施しながら、人件費も含めた行政全般の総費用を削減していくとともに、適材適所の人材配置を進めていく。

したがって、情報化投資で見ていくコスト削減効果とは、情報化投資額そのものではなく、その投資額によって実現できる行政全般の総費用額である。

4 行動計画の位置づけ [2016年3月改定] (電子化全開宣言の三つの方針の具体化)

平成25年1月の「電子化全開宣言」では、最新のICTの活用により、神奈川全体の電子化を進め、県民のくらしの利便性を向上させるとともに、県庁が率先して電子化を進め、仕事のやり方を徹底的に見直すことで、大胆な経費削減に取り組むとした。

これらの目標を実現するために、同宣言では次の三つの方針を掲げた。

スマート神奈川の推進

お薬手帳の電子化をはじめ、医療、教育、交通、エネルギー、防災など様々な分野のスマート化を官民連携で推進

ICTを活用したスマートハウスや、生活支援ロボットの普及を推進

行政サービスのICT化の拡充

市町村と連携した電子申請サービスの拡充

税・手数料の電子納付など様々な行政手続のオンライン化

県の情報発信戦略を見直し、官民連携によるインターネットを通じた地域情報の共有化を推進

スマート県庁の実現

最新のICTの活用で業務プロセスの抜本的見直しを行い、大胆に経費削減WEB会議、電子決裁の拡充などによるペーパーレス化の推進

平成26年1月には「電子化全開宣言」のさらなる展開として、次の5つを掲げた。

医療・健康情報のICT化の展開

エネルギーのスマート化の推進

公衆無線LANアクセスポイントの整備

オープンガバメントの推進

タブレット導入の促進

この行動計画は、上述した「電子化全開宣言」を具体化するための基本的な考え方や方策などを示すものである。

なお、平成 23 年度から 27 年度の 5 年間を対象として進めている「行政情報化指針」については、ICT の利活用による、しごと改革及び行政情報化の円滑な推進を図り、県民本位の県政の推進に寄与することを目的としているものであるが、策定から 3 年を経過し本県を取りまく状況も変化していることから、その役割をこの行動計画に継承するものとする。

また、この行動計画の「第 3 章 スマート県庁の実現」「4 情報システムの見直し」においては県の情報システムすべてが対象である。

5 計画期間

平成 26 年度から 30 年度の概ね 5 年間とする。

なお、行動計画は状況の変化に応じて総合的に点検を行うこととする。

6 他の計画との関係

(1) 「かながわランドデザイン」との関係

ICT は、人々の活動を迅速かつ効率的に処理したり、あるいは生活の利便性を向上させたりするための手段(ツール)である。行動計画は、ICT というツールを活用して、電子化全開宣言に掲げるスマート神奈川の推進等を実現することで、県の総合計画である「かながわランドデザイン」に掲げる「いのち輝くマグネット神奈川」に向けた取組みを加速する計画として策定する。

(2) 「行政改革大綱」との関係

[2016 年 3 月改定]

職員・組織・仕事の質を向上させ、行政組織の総合力を高める「質的向上」に着目した改革を推進することで、総合計画を着実に推進し、県民にとって価値のあるサービスの提供をめざすため、平成 27 年度から 30 年度までの 4 年間を期間とする「行政改革大綱」に沿った取組みを進めている。

この大綱では、行政改革を推進するに当たり、本計画の基本的な考え方と、歩調を合わせた取組みを進めることとしている。

また、7 つの取組分野のひとつとして、「スマート県庁」改革を掲げ、「ワークスタイルのあるべき姿の策定、残業ゼロに向けた取組みの実践、業務の「見える化」とその活用、生産性向上に向けたオフィス改革に関する検討、業務のスピードアップに向けたルールの構築」といった本計画の第 3 章における「スマート県庁」の取組みを進めることとしている。

意思決定や作業のスピードアップ、業務の効率化、会議の見直し、情報の共有化が求められ、こうした見直しには、最新の ICT を効果的に導入していくことが必要である。

また、「対話・『メッセージ』発信の充実」も重点的な取組みとして掲げており、メッセージ力の強化や広報媒体の改善にあたっては、ICT の活用が不可欠である。

このように、「行政改革」という目的意識があつてこそ、「ICT の行動計画」

という手段が位置づけられるものであり、行政運営の効率化、生産性の向上、質の高い行政サービスの実現は、「電子化全開宣言 行動計画」のみで解決する問題ではない。どのような業務プロセスを再構築するかが前提であり、その再構築に基づき、ICTの利用方策が決まっていくことから、無駄な業務プロセスをそのままにして、ICTを適用するのは本末転倒であることを十分踏まえた取組みを行う。

7 ICT推進体制

前述のとおり、県行政におけるICTの有効な活用を強力に推進するために、県では知事をトップとする「ICT推進本部」（以下、「推進本部」という。）を設置して、県行政をICTという面から捉えて、どのようにICTに関わる資源を配分すれば、より効率的・効果的であるかを経営判断することができるようにした。

（CIOの設置）

加えて、推進本部の中に「情報統括責任者」、いわゆるCIO（Chief Information Officer）を設置し、全庁的な視点からICTに関わる資源の配分について「見える化」し、ICTに関する経営戦略を立案するとともに、ICTに関するガバナンスを発揮できるような体制を構築した。

CIOとは、組織内の情報通信技術、並びに情報戦略の責任者である。しかし、技術よりも情報に関して重視する経営者の1人であり、一般の企業ではCEO、COO、CFOとともに組織内に設置される役職である。ここで、留意すべきことは、ICTは手段であり、CIO設置の目的は組織内外における情報の流通経路に関して、どのような最適化を図ることができるのか、その戦略を策定し、実行することである。したがって、CIOはICTの実行の前に、業務プロセス等の行政改革、さらには事業モデルなど行政運営そのものも考慮しながら、結果としてICTをどう活用するかを考えていく必要がある。

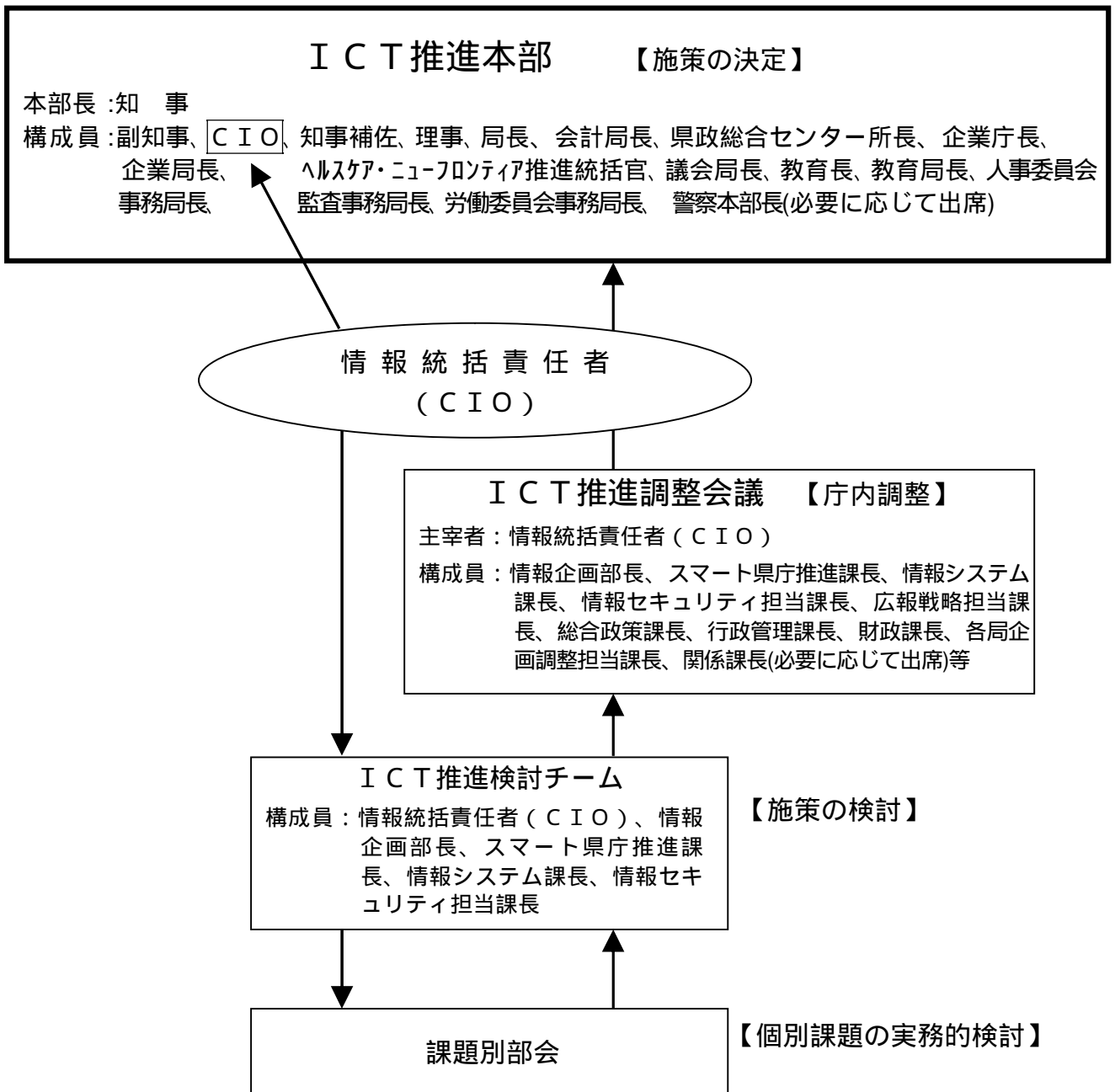
本県ではCIOの役割はそれを起案するところから始まり、その意思決定は、知事を本部長とするICT推進本部で行われる。

（ICT推進調整会議の設置）

また、各局に、全庁横断的な施策について機動的に調整を行う「企画調整担当課長（企画調整官）」が配置されたことから、推進本部の下にICTに関する全庁的な庁内調整を行う「ICT推進調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置し、より迅速かつ機動的に庁内調整が行えるようにした。

この調整会議の下には、ICTに関して部局横断的に解決すべき課題を検討する課題別部会を柔軟に設置できるものとし、さらに、CIOの施策立案を支援するスタッフとして「ICT推進検討チーム」を置いた。

I C T 推進体制（概要図）



(I C T 施策決定の流れ)

- I C T 施策の立案を行うため、I C T 推進検討チームを主宰
- 個別課題について実務的な検討の指示
- 「検討結果」の報告
- C I O の下で、I C T に係る「施策原案」の作成、提示
- 「施策案」の立案、本部に提案
- I C T 推進本部で施策の決定

I C T 推進本部、I C T 推進検討チームは、外部有識者等の意見を聴取することができる。

8 情報化人材の育成

[2016年3月改定]

ICT推進本部で決定した資源配分に関して、的確に施策として実行に移すとともに、完成したシステム等については、将来にわたって安定的、効率的に運用しつつ、適切に見直しを図るなど、適切なプロジェクトマネジメントが求められる。

それぞれの事業の推進にあたる職員について、変化の急速なICTに関する深い知識とその利活用に関わる見識だけではなく、県全体の資源配分を意識しつつ、事業全体を的確に把握するマネジメントに関する能力をもつ情報化人材が必要である。

しかし、県においては、過去10年以上にわたって大規模なシステム開発がなく、かつて中核として携わった職員が退職するなどして、全体として情報化人材の全体数が不足しているとともに、プロジェクトマネジメントに関しても事業実施に必要な知識を持つ人材の数も十分ではない。

こうしたことから、全庁的な視点で将来を見据えて、ICTに携わる職員一人ひとりの知識や経験を踏まえて、意識的に人材育成を図ることで、質の高い情報化人材を必要な人数確保することで、ICTに関わる事業を効果的に実施し、神奈川県全体の電子化を進めるとともに、県庁が率先して電子化を進め、仕事のやり方を徹底的に見直し、大胆な経費削減に取り組んでいく。

第1章 スマート神奈川の推進

1 スマート神奈川とは

スマート神奈川とは、神奈川県全般、全県民を対象に、ICTによるサービスを提供することにより、県民の利便性を高めることである。世間一般に、スマートシティという言葉が流行しているが、そのほとんどが、ICTを活用したインフラ（情報基盤）そのものの構築が目的化されており、その上に存在すべき価値が見えていない。

スマートとは、賢明という意味だが、インフラとしてICTを活用することで、人々のさらなる安全安心の追求、利便性や生産性、快適性の向上を図ることが可能となる賢いサービスをICTで提供することがスマート化の目的である。

県民に価値を提供する、スマート神奈川プロジェクトとしては、エネルギー、環境、防災、観光、農林水産業、医療、ヘルスケア、教育、産業などの各分野がある。

これら全てを神奈川県が予算を組んで取り組むことは緊急財政対策の観点からも困難であるし、限界があることは言うまでもない。したがって、産官学の連携により、公平性と安全性を担保した上で、ビジネスモデルを企画立案し、取り組むことで、最小コストで最大の効果を生み出していくこととする。

以下に、スマート神奈川の各取組みの概要を示す。

2 エネルギーのスマート化

地域において、自立的なエネルギーの需給調整を図る分散型エネルギーシステムを構築するためには、地域内の住宅、事業所、公共施設などをネットワーク化し、地域内のエネルギーを効率的に使うEMS¹を構築し、スマートコミュニティの形成を目指す必要がある。

そこで、住宅や事業所へHEMS²やBEMS³などEMSの導入を促進する。

No	取組内容	目標年次
1	住宅のエネルギー需給を制御するHEMS等の導入を進めるため、導入費を補助（初期需要創出）	平成26年度 [実施]
2	事業所のエネルギー需給を制御するBEMSの導入を進めるため、中小規模事業者に対する導入費を補助（初期需要創出）	
3	EMS導入促進と併せて、それを活用した見守り等の生活支援サービスなどを提供するビジネスモデルの実証事業（自立的普及）	平成26～27年度 [実施]

¹ Energy Management System: エネルギー管理システム

² Home Energy Management System: 家庭用エネルギー管理システム

³ Building Energy Management System: ビル用エネルギー管理システム

[2015年7月改定]

省エネと創エネ等により年間の一次エネルギーの消費量を正味でゼロとする、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）とネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の導入を促進する。

No	取組内容	目標年次
3-1	ZEHを実現するモデル事業を公募し、実施に要する経費の一部を補助	平成27～29年度 [実施]
3-2	ZEBの実現を目指すモデル事業を公募し、実施に要する経費の一部を補助	平成27～29年度 [実施]

3 環境施策のスマート化

本県では、環境の保全と創造に関する様々な施策を展開しているが、その中でも、社会問題化している微小粒子状物質（PM2.5）などの対策を進め、県民の安全・安心を確保していく必要がある。また、本県の多様で豊かな自然環境を守り、保全していく中で、近年、生物多様性の確保や、野生鳥獣による農作物や生活への被害対策が重要な課題になっている。そこで、ICTを活用して、環境への取組みに関する情報提供を行う。具体的には、以下の取組みなどを実施・検討し、課題解決を図る。

(1) PM2.5対策など県民の安全・安心に向けた取組み

PM2.5については県民の関心が高く、県ホームページ等において測定値の公表や高濃度予報を実施しているが、健康影響の恐れがあることから、メール配信等によるきめ細やかな情報提供を行っていく必要がある。また、光化学スモッグ注意報の発令等にあたり、事前登録者に対するメール配信を行っているが、緊急時には登録者以外にも広く情報提供する必要がある。

そこで、ICTを活用し、多くの県民に対し、注意喚起等の必要な情報提供を積極的に行い、県民の安全・安心につながる取組みを進める。

No	取組内容	目標年次
4	PM2.5の測定値や高濃度予報、注意喚起等のメール配信等による情報提供	平成26年度以降 [検討]
5	光化学オキシダント濃度が高くなった場合の光化学スモッグ注意報の発令等のエリアメール等による情報提供	

県ホームページ等における情報提供については継続して実施する。

(2) 鳥獣被害対策の取組み

本県における野生鳥獣による農作物被害額のうち、ニホンジカ及びニホンザルによるものが約3分の1を占めており、このうちニホンザルについては、人との棲み分けを図り、被害防除対策や個体数調整を推進する必要がある。そこで、サルによ

る被害防止にあたって、ICTを活用した情報共有などによる取組みを検討する。

No	取組内容	目標年次
6	サルに装着した発信機からのデータに基づく行動域を把握し、地図データに反映することにより、行動域に関する情報や、被害状況・対策実施状況を関係者間で情報共有	平成 26 年度以降 [検討]

(3) 自然環境保全の取組み

[2016 年 3 月改定]

本県において、将来にわたり生物多様性の恵みを享受できるよう、県民や事業者、行政など、様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、日常の活動において、生物多様性に配慮した行動や、保全のための行動をとることを促進していく必要がある。そこで、県民や事業者に向けて、生物多様性に関する基本的な情報や外来生物に関する情報など、多様な情報をわかりやすく提供する情報サイトの整備を進める。

No	取組内容	目標年次
7	生物多様性に関して重要な場所等を記した地図情報を提供 平成 27 年度に生物多様性地域戦略の中で「里山指標種の生息状況」として公表した。	平成 26 年度以降 [検討]
7-1	生物多様性に関する情報サイトの整備	平成28年度以降 [検討]

県ホームページ等における情報提供については継続して実施する。

4 防災のスマート化

本県は、東日本大震災の教訓や経験を踏まえ、地域防災計画の修正を行ったが、計画修正の視点の一つとして、災害発生時の迅速かつ的確な避難、支援等を支えるため、情報の収集・提供体制等を整備・強化することを掲げた。

大規模地震等の発生時には、早期に初動体制の確立を図り、適切な災害応急対策を講じるため、災害情報を迅速かつ正確に把握し、かつ、速やかに伝達することが重要であることから、ICTの活用により情報収集・共有体制を強化し、各種情報の効果的な活用を可能にして、迅速・的確な応急対策の実施を目指す。

また、防災情報が県民等に確実に周知されるよう、多様な情報媒体に対し、迅速・効率的に防災情報を提供することを目指す。

No	取組内容	目標年次
8	紙による情報共有から電子データによる情報共有への転換を図るため、災害対策本部会議等をペーパーレスで実施	平成 26 年度 [稼働]

9	本庁庁舎耐震対策に伴う第二分庁舎の災害対策機能の再整備に合わせ、災害対策本部会議における意思決定等支援を目的とした映像音声システムの再整備	平成 28 年度以降 [実施]
10	災害情報の収集機能強化、効率・効果的な情報共有、県民等への情報提供機能の強化等の高度化を図るため、システム運用機器等の賃貸借の終了に合わせ、災害情報管理システムを再整備	平成 30 年度以降 [実施]

県民等への情報提供機能の強化については、必要な調整を行い早期に実施する。

5 観光のスマート化 [2016 年 3 月改定]

近年、観光分野では観光情報の収集や宿泊施設の予約等、様々な場面でインターネットの利用が広がっており、インターネットによる情報発信の一層の取組強化が必要となっている。

さらに、2020 年（平成 32 年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、今後、訪日外国人観光客の大きな増加が期待されている。この好機を最大限に活用し、外国人観光客の本県への誘致を促進するため、ICT の利活用による一層のPR や受入環境整備に取り組む。

また、外国人観光客の行動結果やニーズを分析することで、PDCA サイクルを確立し、さらなる改善につなげることが可能となる。このようなサイクルを繰り返すことで、一過性ではない何度も訪れたいくなる神奈川を実現していく。

(1) Wi-Fi 環境整備の促進

外国人観光客の観光における利便性向上を図り、本県への来訪を促進するため、フリーWi-Fi の環境整備を促進する。

No	取組内容	目標年次
11	民間事業者との協働によりフリーWi-Fi の環境整備を促進 当面の取組みとして、山梨県、静岡県と連携して「富士山」 をテーマとした国際観光の推進に取り組んできた地域を中心に展開	平成 26 年 3 月 [着手] 平成 26 年度以降 [整備促進]

(2) データ分析によるマーケティング

観光客の動向やニーズを把握することは新たな観光施策の展開に不可欠である。外国人観光客についてもビッグデータを用いた流動分析やインターネットを活用したニーズ分析を行い、PDCA による効果的な施策展開を図る。

No	取組内容	目標年次
11-1	外国人観光客の行動ルートやニーズの分析	平成 28 年度 [実施]

(3) 外国人観光客に向けたプロモーション

効率的なプロモーションを行うには、国籍ごとの市場やニーズを分析し、ターゲットとする層を明確にした上で、SNS等を活用して効果的なプロモーションを推進する。

No	取組内容	目標年次
11-2	外国人観光客を対象とした神奈川の観光情報の発信	平成 28 年度 [実施]

(4) 多言語化支援

外国人観光客にとって言語の問題は大きな障壁である。神奈川に滞在している間、安心かつ快適に過ごすためには、多言語化の促進が必須である。

No	取組内容	目標年次
11-3	ICTを活用した多言語支援	平成 28 年度 [実施]

(5) 外国人観光案内所の機能強化

外国人観光客の観光における利便性向上を図り、本県への来訪を促進するため、観光の拠点となる外国人観光案内所を対象にフリーWi-Fiの環境整備を促進する。また、羽田空港観光案内所に観光案内人型ロボットを導入する。

No	取組内容	目標年次
11-4	県内の外国人観光案内所のフリーWi-Fiの導入補助	平成 28 年度 [実施]
11-5	羽田空港観光案内所への観光案内人型ロボットの導入	平成 28 年度 [実施]

(6) 観光情報の発信力等の強化

本県の観光情報の発信を担っている(公社)神奈川県観光協会のホームページによる情報発信の取組みを支援する。

No	取組内容	目標年次
12	観光関連情報の提供の充実と利便性向上を図るため、(公社)神奈川県観光協会が実施する観光情報の収集や情報発信を支援 (平成 26 年度は着地型旅行商品の直接販売システムを導入)	平成 26 年度 [実施]

6 農林水産業のスマート化

厳しい経営環境を克服し、力強い「かながわ」の農林水産業を確立することを目指し、ICTを活用して本県の農林水産業が抱える課題の解決を図る。

具体的には、ICTを活用した下記の取組みなどを実施・検討し、課題解決を図る。

(1) 農産物等の生産性を高める取組み

本県の農業は、優れた技術力で高い生産性を維持するとともに、県内に多くの消費者を抱え、ニーズが掴みやすいという本県の特徴を生かし、生産力を一層高めていく必要がある。そこで、ICTを活用した生産技術の開発・普及、タブレット型端末を活用した農業等普及指導などの取組みを進める。

No	取組内容	目標年次
13	温室内の温度や二酸化炭素濃度などを作物の生育に最適な状況にコントロールするなど、ICTを活用した生産技術の開発、農家への導入・普及	平成 26 年度以降 [実施]
14	携帯するタブレット型端末内の豊富な情報画像・動画を活用することによる、農業等の普及指導活動の迅速かつ効率的な実施	平成 26 年度 [検討] 平成 27 年度 [試行] 平成 28 年度以降 [実施]
15	タブレット型端末を利用した、森林計画図等の電子データによる森林所有者等への情報提供	平成 26 年度 [検討] 平成 27 年度 [試行] 平成 28 年度以降 [実施]

[2015 年 7 月改定]

本県の農業は、一戸あたりの耕地面積が全国で 44 位と低く、中小規模施設（温室）が多いが、国・民間ではICT農業技術開発の対象は大規模施設であることから、本県の生産者の多くにとって農業へのICT導入効果が見えない。

そこで、神奈川県農業に適した環境制御システムを導入し、園芸作物の持つ能力を最大限に生かした生産や、省力化と高収量化による経営規模の拡大を目指して、本県ならではのスマート農業スタイル確立のための研究や技術普及を実施する。

No	取組内容	目標年次
13	農業技術センターに温室を 2 棟整備し、環境制御条件を変えて試験研究を実施するなど、ICTを活用した生産技術の開発、農家への導入・普及	平成 27 ~ 30 年度 [実施]

(2) 安全・安心な農林水産物の生産・提供に向けた取組み

畜産業における口蹄疫など伝染病発生時の迅速な防疫体制の構築や、気象や海況の変化による農林水産業への被害防止など、県産農林水産物の安全・安心に繋がる情報の県民への提供を進めていく必要がある。

また、森林・林業に関する業務の遂行にあたり、市街地と比べて携帯電話が通じにくいなど、情報伝達手段が限られており、山地災害発生時の迅速な情報伝達が課題となっている。

そこで、ICTを活用し、安全・安心な農林水産物の生産・提供に向けた取組みを進める。

No	取組内容	目標年次
16	家畜伝染病の発生時の病変部の写真を、現場から関係機関に直接送信するタブレット型端末等の導入	平成 26 年度 [導入]
17	病害虫による農作物被害の写真を、現場から関係機関に直接送信するタブレット型端末等の導入	平成 26 年度 [検討] 平成 27 年度 [試行] 平成 28 年度以降 [実施]
18	家畜伝染病の発生時の移動制限等の初動防疫対応をより迅速化するため、畜産農家の各種情報をデータベース化した新たな防疫マップを整備	平成 26 年度 [調査] 平成 27 年度 [稼働]
19	漁業者等の関係者に向けたプッシュ型情報配信システム ⁴ による海況情報等の提供	平成 26 年度以降 [検討]
20	山地災害の現場から直接、災害状況の写真や調査データを関係機関へ送信するため、衛星携帯電話等の関係機器を配備	平成 26 年度 [検討] 平成 27 年度 [試行] 平成 28 年度以降 [実施]

県ホームページ等における情報提供については継続して実施する。

7 医療&ヘルスケアのスマート化

本県でも今後高齢化が一段と加速していく中で、医療費の増大等が予測される。そうした中で、健康寿命日本一宣言や治未病を掲げ、本県では、新たなヘルスケアの構築に向けた取組みを進めている。

また、再生医療やゲノム診断など先端医療技術の発展もめざましく、本県では横浜市、川崎市とともに京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区に指定され、医療産業の発展とともに、県民が期待する地域医療への貢献を進めるべく動き始めている。

こうしたヘルスケア、医療において、きちんとした EBM(エビデンス・ベースド・メディシン)⁵なども展開しつつ、個別化医療、個別化治未病を推進するためにも、ICTの利活用が推進され、可視化と分析を実施することが求められる。

さらに、こうしたデータを数多く集め分析し役立てる、いわゆるビッグデータとしての活用も注目されており、健康・治未病・医療の在り方は、今後、中長期に渡り劇的に変化し、超高齢社会に適応したサービスとシステムを作り上げるものと認識されている。

こうした大きな潮流の中において、神奈川県でも、スマート医療とスマートヘルスケアに対するICTの利活用をどう進めるべきかを検討している。

その初期段階として、県民に利するためのプラットフォームとして、マイカルテプロジェクトの「お薬手帳の電子化」、「ICTを活用した救急医療の見直し」、

⁴ 何らかの情報更新があった場合に、ユーザーが働きかけなくても更新されたことを知ることができる配信形態。

⁵ 「臨床結果に基づく医療」と呼び、現在利用可能な最も信頼できる情報を踏まえて、最新最良の医学知見を用いて患者にとって最善の治療を行うこと。

「C H O 構想」などを計画している。

(1) 神奈川マイカルテプロジェクトの推進

個人が電子データとして持つことができる医療情報や健康情報を、個人が自らの携帯端末等で管理・活用する仕組みを構築することにより、患者のセルフケアを推進し、県民の健康維持・増進を実現する。

まずは「お薬手帳の電子化」の実証実験を行い、その効果や運営面での課題等を検証する。

また、個人情報保護・セキュリティについて検討するとともに、民間企業による実証実験を行う。

将来的には、患者が自己の検査データや処方薬剤歴等の医療情報を管理し、日頃の健康管理や医療機関受診時に活用することにより、効果的・効率的な医療サービスの提供につなげていく。

No	取組内容	目標年次
21	個人情報保護・セキュリティについて検討するとともに、お薬手帳の電子化の実証実験を民間企業に拡大	平成 26 年度中 [開始]

(2) I C T を活用した救急医療の見直し [2015 年 7 月改定]

救急医療システムは、医療機関が入力した応需情報を消防機関や医療機関等がインターネットを通じて参照し、医療機関の患者の受入れの可否状況を把握することにより、円滑な救急患者の搬送を目的としたものである。

一方、現在救急現場で求められている情報は、診療応需情報のみに留まらず、バイタル情報に基づく緊急度判定など、円滑かつ適切な救急搬送や病院間搬送を実現するための多岐に渡る情報である。

そこで、県の救急医療全体の目指す姿を見据えしっかりとした構想をつくり、これを基に県民にとって真に有益なシステムとなるようシステムの位置づけについての議論を関係機関と精力的に行い、できるだけ速やかに新たなシステムを導入する。

No	取組内容	目標年次
22	医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、県内の救急医療全体の現状及び課題を精査し、課題への対応方針をまとめた全体構想を作成する。また、構想を元に救急医療情報システムのあるべき姿について検討し、システムの改修を行う。	平成 26 年度以降 [実施]

(3) C H O 構想 [2016 年 3 月改定]

C H O 構想とは、企業や団体などが、従業員やその被扶養者の健康づくりを企業経営の一部として位置づけ、経営責任として従業員等の健康マネジメント、いわゆる「健康経営」を進めることにより、企業のパフォーマンスを向上させ、企

業の経営価値向上を図る取組みである。

これにより、従業員個人の健康増進、健康満足度の向上、労働生産性の向上、企業の保健医療費の負担軽減などの効果が期待できることから、県では、県内企業等へＣＨＯ構想の普及拡大を図っている。

平成 26 年度より、約 100 の企業・団体等が参加するコンソーシアムを設立し、県内企業等への普及拡大を図ってきたが、ＣＨＯ構想を導入している企業はまだ少ない状況である。

そこで、企業におけるＣＨＯ構想の導入促進を図るため、ＩＣＴも活用した導入効果の「見える」化を進め、導入メリットを明らかにする取組みを進めている。

No	取組内容	目標年次
23	健康情報プラットフォームの構築に向けた検討	平成 26 年度 [実施]
23 1	ＣＨＯ構想評価モデル実証事業の結果検証	平成 27 年度 [実施]
23 2	健康保険組合データ利活用検討・モデル実施事業 「(5)ヘルスケアＩＣＴシステムの構築」の中で実施	平成 28 年度 [実施]

(4) 治験の迅速化に向けたＩＣＴの活用

医薬品や医療機器の薬事承認に向けた治験実施においては、治験データの収集に係る事務負担の軽減が課題となっている。

こうした中、治験データの収集に関して、平成 24 年 3 月の厚生労働省通知により電磁的記録（電子カルテ等）を利用した実施が可能となり、電磁的記録を利用した治験の実施体制を構築することができれば、治験に要する時間が縮減される可能性が出てきた。

そこで、医療現場に最先端のＩＣＴを導入し、電磁的記録からデータを抽出するなど治験の迅速化に向けたデータ収集方法等を検証し、実際の運用につなげ、本県の治験実施体制の強化を図る。

No	取組内容	目標年次
24	治験の迅速化を図るため、医療現場に最先端のＩＣＴを導入し、本県の治験実施体制の強化を図る	平成 26 年度以降 [実施]

(5) ヘルスケアＩＣＴシステムの構築

[2016 年 3 月改定]

ＩＣＴを活用した新たなシステムの構築により、個人・患者中心のヘルスケアの実現を目指す。そのために行政が牽引役となり、県民、医療機関、企業などさまざまな主体が、電子カルテ、検査データ、バイタルデータなどの健康・医療情報を効果的に活用できる仕組み（ヘルスケアＩＣＴシステム）を構築する。

ア マイＭＥ－ＢＹＯカルテ

県が構築する「健康・医療情報プラットフォーム」に、プラットフォームと連携した様々なアプリケーションから、健康情報等を収集・蓄積し、マイME - BYOカルテを通じて、データの利活用を図る。

特に、個人は、「マイME - BYOカルテ」を活用し、自らの健康情報等を管理し、日常生活の中で自分の未病状態をチェックし、心身の状態の改善・維持に主体的に取り組む。

No	取組内容	目標年次
24-1	県が構築する「健康・医療情報プラットフォーム」に健康情報等を収集・蓄積し、データの利活用を図るシステムの構築及び実証 プラットフォームと連携した自動問診システムの可能性についての検討	平成 27 年度 [実施]
24-2	蓄積したデータの災害・緊急時への活用を進めるとともに、民間企業等と連携し、収集・蓄積する情報の種類を拡大 「マイME - BYOカルテ」アプリケーションの認証要件等や、ヘルスケアICT社会の実現を支える先進技術についての調査	平成 28 年度 [検討]

イ ヘルスケアICT基盤プロジェクト

災害時、緊急時及び感染症への備えとするため、県主導により健康・医療情報のデータベースを構築し、個人・患者自らが利活用できるための基盤の整備に取り組む。

No	取組内容	目標年次
24-3	県が構築する「健康・医療情報プラットフォーム」に健康情報等を収集・蓄積し、データの利活用を図るシステムの構築及び実証〔再掲〕	平成 27 年度 [実施]
24-4	プラットフォームと連携した自動問診システムの可能性についての検討〔再掲〕	平成 27 年度 [実施]

「ヘルスケアICTシステムの構築」として一本化

(6) 「ME - BYOハウス・ラボ」プロジェクト [2016年3月改定]

健康管理の重要な拠点である住居において、最新技術によるデバイス・機器を通して、日常生活での健康データ等の収集・蓄積を行い、モニタリング、いわゆる「未病の見える化」を行う「ME - BYOハウス・ラボ」プロジェクトを推進する。

No	取組内容	目標年次
24-5	「ME - BYOハウス・ラボ」を設置し、未病産業研究会で創出されたソリューションに関するデータの収集・分析するための実証実験	平成 27 年度 [実施]
24-6	実証実験で得られたデータを活用して、未病商品・サービスをパッケージ化し、ME - BYOハウスとして国内外に提案	平成 28 年度 以降 [実施]

8 教育のスマート化

[2016年3月改定]

わが国の未来を担う子どもたちが、急速に進展する情報社会を生き抜くために必要な基礎知識に加え、ICTを効果的に活用した課題発見や解決能力、情報発信、表現能力を着実に身につけることを目指し、平成27年7月に「神奈川県教育委員会ICT推進指針」を新たに策定し、教育環境を整備することとした。これらの能力形成のためには、単なるハードウェアやソフトウェアの拡充を推進することに加え、教授法のノウハウの蓄積が必要である。

また、世界においては、インターネットを活用した無料動画の教育コンテンツサービスとして、大学を中心にMOOC(Massive open online course:インターネット上の無料で参加可能な大規模講義)という動画サービスが始まりつつある。

さらには、こうした動画サービスや、教育現場を動画撮影したコンテンツを視聴して自宅で予習し、学校の授業では、生徒が予習で得た知識を利用して問題を解き、教師は生徒一人ひとりに合わせて個別に指導する反転授業というスタイルも注目を集めている。

高等学校及び中等教育学校

高等学校においては、平成28年1月に県立高校改革実施計画が策定されたことを受け、校内のどこにおいてもタブレット型端末を活用できるようにするため、生徒用の無線LAN環境を整備する。それにより、教室における授業だけでなく、教室の外であってもタブレット型端末を用いて情報の収集・活用が可能となり、自ら課題を発見し、解釈する能力の育成が期待できる。

また、論理的思考力の着実な定着の一手法とし、協働して問題解決に取り組むために、授業におけるプログラミング学習を充実させる。

特別支援学校

タブレット型端末等ICTツールの導入とカリキュラムの開発・提供で、障害のある児童生徒の基礎学力の向上、自立と社会参加の促進、コミュニケーション能力の向上を図ることが進みつつある。

こうした次世代教育の潮流や、国の第2期教育振興基本計画(平成25年度~29年度)で示された新たな学びを推進していくため、ICTを積極的に活用する指導方法・指導体制の工夫改善やそれを通じた協働型・双方向型の授業への改善などを進め、確かな学力と情報活用能力を育成する。

また、教員の校務負担の軽減と効率化により、子どもと向き合う時間を確保するとともに、教育課題や質の高い授業に取り組むため、本県においては、教員一人1台の校務用パソコンの整備が喫緊の課題である。同時に、教員の大量退職、大量採用時代において、ベテラン教員から若手教員への知識の継承や共有化、業務の標準化を積極的に進める必要があることから、情報化の推進による学習活動の充実や教員の指導力向上に向けた取組みを進める。

No	取組内容	目標年次
25-1	【県立高等学校】 全ての教科で、ICT機器を積極的に活用した分かりやすい授業の実現と協働学習の充実	
	<モデル校> (3校) 1校あたりプロジェクター8台、書画カメラ8台を新たに整備し、すでに整備したタブレット型端末等の情報機器と組み合わせて活用	平成26～27年度
	<スーパースクール> (1校1クラス) 全ての教科で生徒が民間活力で導入するタブレット型端末を活用	平成26～28年度
	<ICT利活用授業研究推進校> (6校) 各地区1校程度を指定し、必要な台数のタブレット型端末等の整備を進め、問題解決型学習や反転授業に活用	平成28～29年度
25-2	<県立高校改革実施計画(Ⅰ期)にかかる指定校> 1校あたり13台程度のアクセスポイントを整備し、校内では場所を選ばず、端末を用いてネットワークが利用できるよう整備	平成28～29年度
25-3	<プログラミング教育研究推進校> (5校) 各地区1校ごとに組立式ロボット型プログラミング学習教材を40セット民間活力で導入し、問題解決型学習に活用	平成28～30年度
26	【特別支援学校】 言葉による表現が難しい児童・生徒のコミュニケーションを補うなど障害に応じた学習の支援や新たな能力を開発し、就労職域の拡大を図るため情報機器を整備	
	<本校> (27校) 生徒用サーバ(各1台)、タブレット型端末(各4台)を整備	平成26年度
	<本校> (28校) 普通教室に無線LAN整備(アクセスポイント219台)、タブレット型端末(308台)を整備	平成27年度
	<分教室> (2教室) パソコン(各15台)、電子黒板等(各1台)を整備	平成26年度
	<分教室> (18教室) パソコン(各15台)、電子黒板(10台)無線LAN整備(アクセスポイント18台)を整備	平成27年度
27	【校務関係】 ベテラン教員の知識の継承や、教員の業務負担解消のため、校務用パソコンを整備	
	新規分として、778台のパソコンを整備	平成26年度
	更新分として、1,873台のパソコンを整備	平成27年度
	更新分として、1,270台のパソコンを整備	平成28年度

9 公衆無線LANアクセスポイントの設置

(1) Wi-Fiとは何か

Wi-Fiとは、無線でネットワークに接続する技術のことである。狭義の意味では、機器が標準規格であるIEEE 802.11シリーズに準拠していることを示すものである。

無線でネットワークに接続するWi-Fiを利用して、屋外や外出先でも高速でインターネットに接続することができる。

(2) 諸外国におけるフリーWi-Fiの設置

アメリカやフランスではフリーWi-Fiが増えてきている。特に、ニューヨークでは2012年(平成24年)から公衆電話ボックスにWi-Fiを設置し、いつでも無料で制限時間なく使用可能とした。スマートフォンやタブレット型端末などのWi-Fi対応デバイスで「Free WiFi / NYC Free Public WiFi」メニューを選択し、利用規約に同意するとオンラインにアクセスでき、事前の登録や契約は不要である。

フランスでもファーストフード店やカフェなどでは、店内で無料Wi-Fiスポットを設置しているところが増えており、高級ホテルでは宿泊客に対してWi-Fiへのアクセスを提供することが当然のようになっている。

また、韓国では、2015年(平成27年)までにソウル市内の公共施設をフリースポットにする「スマートソウル2015」を進めている。これは、スマートフォンから各種行政手続が行えるようになるため、モバイル行政とも言われている。

(3) フリーWi-Fiニーズの増加

日本では、都市部では十分にWi-Fiが整備されているが、フリーWi-Fiが少ない状況である。フリーWi-Fiの環境が街中にあることが前提となっている海外からの観光客は、日本のWi-Fi事情に不満を感じている。

富士山が世界文化遺産に登録され、海外からの旅行者が増えており、今後も2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピック開催へ向けて、さらなる観光客の増加が期待されている。こうした状況下において、そのニーズに応えていくことは、日本を活性化するためにも必要不可欠である。

また、他にも日本語以外の説明がない、登録が必須である、アプリが必要である等の不満があり、多くの観光客を受け入れるには課題が山積みである。

今後増加が見込まれる外国人観光客に向けて、さらに神奈川の魅力をアピールするためにも、観光・地域活性化戦略としてWi-Fiの整備は重要な施策となる。セキュリティ対策を考慮しながら課題を解決し、神奈川独自のフリーWi-Fiサービスを提供していく必要がある。

(4) Wi-Fi設置普及の意義

災害時も含めて、神奈川県民のみならず、神奈川県への来訪者に対する多様な通

信手段を確保し、利便性の向上を図る。

目的の実現のためにも、公衆無線LAN整備数日本一を目指していく。

(5) 神奈川県Wi-Fi普及戦略

ア 県有施設への設置

ホテルや店舗ではWi-Fiの普及が進んできているが、公共施設への整備はまだ充実しているとはいえない。庁舎等の県有施設の中には多くの人々が集まる空間や災害時の避難所となる場所もある。

そのため、県内のできるだけ多くの県有施設等にWi-Fiを設置し、県民や観光客、ビジネスマン及び学生など、県内にいる多くの方々がいつでもインターネットに接続し、必要な情報の取得・発信等を行うことができるような環境を整備することとした。また、災害時には無料でサービスが開放されるようにした。

設置の方法については、無線LANの設置・運用を行う事業者を募集し、応募があった事業者と設置箇所を相談の上、協定を締結して設置していく。県の費用負担は、無線LANアクセスポイントの機器が使用する電気代のみとなっている。

公募を行う際は、公平性を保つために事業者を限定せず、より多くの方々がWi-Fiの恩恵を受けることができるよう、複数の通信事業者等が参入できる仕組みとしている。

また、募集期間も終期も設けず、常に必要な時に必要な場所に設置するなど柔軟な対応をしていく。

イ 民間事業者による設置促進

2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、屋内のみではなく屋外にもWi-Fi整備を行い、神奈川県に訪れた方々の利便性の向上を図る。

例えば、観光客が多く訪れる屋外の観光スポットや商店街、主要な駅の駅前広場などの街頭に屋外型Wi-Fiを設置し、観光客に対して地域の観光ルートやお得情報、イベント情報等を発信していく。

こうした取組みには、民間の協力が必要不可欠となるため、民間の事業者と連携を図っていく。

No	取組内容	目標年次
28	県有施設への公衆無線LANアクセスポイントの設置	平成26年度 [実施]
11	(再掲) 民間事業者との協働によりフリーWi-Fiの環境整備を促進 当面の取組みとして、山梨県、静岡県と連携して「富士山」をテーマとした国際観光の推進に取り組んできた地域を中心に展開	平成26年3月 [着手] 平成26年度以降 [整備促進]

10 公共インフラの管理分野におけるスマート化

高度経済成長期以降に数多く整備された橋りょうやトンネルなどの公共インフラが、今後一斉に高齢化していく見込みである。

一方、人口減少社会の到来や高齢化が進行する中、県民の安全・安心を確保しながらサービスレベルを維持するためには、施設の点検・診断の効率化や高度化とともに、適切な維持修繕が必要となってくる。

これまで、県では、橋りょうなどの公共インフラについて、長寿命化修繕計画を策定し、大規模な補修工事が必要となる前に、予防的な補修を計画的に進め、老朽化に起因する事故を未然に防ぐとともに、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化に取り組んできた。

また、新技術を活用して点検内容を充実させた事例では、レーダー波により目視調査だけでは分からない道路の路面下の空洞調査を進めており、路面陥没事故の未然防止対策に取り組んでいる。

今後も、より効果的で効率的な公共インフラの維持管理に努めていく。

No	取組内容	目標年次
29	国や民間等による、新たな技術開発の状況を注視しながら、点検ロボットやセンサーなど新技術を導入	平成 26 年度以降 [検討]

11 ICTの活用による産業振興

昨年策定された国の成長戦略では、「世界最高水準のICT社会の実現」を目指すこととされ、併せて策定された「ICT成長戦略」では、ICTを活用した新たな付加価値産業の創出を、経済の成長エンジンと位置づけている。

本県においても、サービス業、ものづくりを中心とした産業構造、また、それらの市場規模を鑑みた場合、ICTの活用を、経済のエンジンを回すための有効で重要な要素として捉えていく必要がある。

一方で、本県は、ICT産業の集積に加え、研究機関や理工系大学、ものづくり中小企業の集積など、ICTを活用して経済成長を実現させるためのポテンシャルも十分に備えている。

現在、県では、地域経済のエンジンを回す取組みとして、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」、「さがみロボット産業特区」に代表されるライフサイエンスやロボットを始めとした成長分野の産業の振興を図っている。

そのような、将来の成長が期待される分野で、県内企業が競争に勝ち残っていくためには、これまでに蓄積された技術に加えて、ものづくりの新たな基盤技術として、ICTを取り入れていくことが不可欠である。

県としても、成長分野の産業を発展させていくために、企業のICTを活用した新技術や新製品の開発をサポートしていく必要がある。

また、我が国のICTへの投資状況をみた場合、産業別で業種間の格差が大きく、企業の規模間の格差も存在しており、本県においても、同様の状況と考えられる。

このような格差の存在は、今後のICTへの投資如何では、新たなサービスの提供や、生産性の向上につながる余地が残っている、ということである。ICT化が進んでいない産業部門や中小企業などのICT化を進展させ、併せて、そうしたニーズをもとに、ICT関連企業や関連ベンチャーの活性化を図ることで、神奈川経済の成長に結びつけることができる。

県内の様々な業種や企業のICTの活用実態を把握し、県として、ICTの活用が進んでいない産業部門や企業においても、インターネットによる情報発信、フリーWiFiサービス、電子商取引など、着実にICT化を促していくことが必要である。

ICTを活用することで、成長分野での競争力の向上や、その他の業種や企業規模を問わず産業全体のレベルアップを図ることで、神奈川経済のエンジンを回していかなければならない。

(1) ものづくり企業とICT企業との連携強化

ライフサイエンスやエネルギー・環境、ロボットなど、今後も高い成長が見込まれる分野ではICTが不可欠である。ものづくり中小企業が、成長分野に参入するには、ICTを取り込む必要があることから、ものづくり中小企業とICT関連企業との技術連携を図る。

併せて、ものづくり中小企業がICTに求めるニーズをきめ細かく掘り起こし、ICT関連企業につなげることで、ICT産業の振興を図る。

No	取組内容	目標年次
30	「さがみロボット産業特区」などで進めている「神奈川版オープンイノベーション」や産学公ネットワークの活用により、成長分野を中心に、ものづくり中小企業やICT関連企業が参加する共同研究開発を促進	平成26年度 [実施]
31	セミナーやマッチング会等、ものづくり中小企業が求めるニーズをICT関連企業に発信する機会を提供	

(2) _ロボット関連産業の振興（一部再掲） [2016年3月追加]

特に、ICTを含めた多様な技術の集合体であるロボットは、急速に進展する高齢化や切迫する自然災害といった課題への解決策として普及が期待されており、「ICTの活用による産業振興」を進める上では、ロボット関連産業の振興が効果的である。

そのため、医療・介護、高齢者等への生活支援、災害対応などの分野でロボットの実証実験等を行う「さがみロボット産業特区」の取組を中心として、多様なロボットの実用化・普及を図る。

No	取組内容	目標年次
31-1	「さがみロボット産業特区」の推進	平成26～29年度 [実施]

(3) ICT活用状況等調査の実施

中小企業のICTの活用状況等を把握し、その結果をICT関連企業に提供することで、様々な産業の分野におけるICTの活用につなげる。

No	取組内容	目標年次
32	中小企業のICTの活用状況や将来の導入見込み、課題等について調査を実施。その結果を、様々な媒体を通じて公表するとともに、ICT関連企業に提供	平成26年度 [実施]

第2章 行政サービスのICT化の拡充

1 行政サービスのICT化拡充の意義

(1) 現状と課題

現在、行政サービスのICT化として、行政手続のオンライン化や電子申請届出サービス、電子納付などを行っているが、その利用率は充分ではない。

利用率が上がらない理由としては、現在のオンライン化された手続の多くがオンラインだけでは完結しないこと、そもそも個人が行政手続を行う場合は反復継続性が少ない、本人確認をするための電子認証が普及していない、といったことがあげられる。

行政サービスのICT化は、利用者の利便性の向上や行政運営の効率化等を実現するための手段であり、電子化することが目的ではない。

二つの視点、すなわち、県民等利用者の視点に立ちつつ、行政内での費用対効果の視点も持ちながら取組みを進めていく必要がある。

利用者の視点に立つという点では、現在のように行政側で利用者からの申請を待っているという形からいかに脱却するかが課題である。

(2) 行政機関内部や行政機関間で住民情報を共有する仕組み（バックオフィス連携）

地方自治体等が垣根なくデータ連携を行い、証明書等の添付書類を不要とすることにより、住民が一度の申請手続で行政サービスが受けられる、いわゆるワンストップサービスの仕組みが実現される。

(3) 申請主義からプッシュ型サービスへの転換

平成25年5月に導入が決定された社会保障・税番号制度により、本人確認基盤や各種システムを整備していくことで、住民各個人の様々な状況を正確に把握することが可能となり、行政側から住民各個人に合った様々な情報を送るプッシュ型サービス等一步進んだ取組みが実現可能となる。

(4) 行政の透明性の向上

各種情報を電子化し、行政が保有するデータを公開していくことで行政自体の透明性が向上し、県民の行政運営に対する信頼・安心・安全の確保や政策の改善や向上等を実現することができる。さらに、それらのデータを民間等が活用することにより、経済の発展へとつながっていく。

これらを実現していくことこそ、行政サービスのICT化の拡充である。

これには、行政機関間の協力はもちろんのこと、民間との連携を図る必要があり、スマート神奈川・スマート県庁にも効果が波及することとなる。

2 行政手続の電子化の拡充

現在は、電子申請・届出や公共施設利用予約について電子化を行っており、県民が、パソコン、携帯電話及びスマートフォン等を利用し、24 時間どこからでもインターネットを通じて、申請・届出手続及び公共施設利用予約が行える環境や受理した電子情報をそのまま事務処理に活用できる環境を提供している。

また、電子入札を導入し、入札参加者の利便性の向上と事務の効率化などを図るため、インターネットを利用して電子入札が行える環境を提供している。

なお、これらの情報システムは県と市町村が共同して利用しており、これにより、県・市町村双方の人的・財政的負担の軽減と、県域での行政サービスの格差防止を図っている。

今後は、次の取組みについて電子化を行っていく。

(1) 電子納税の導入

マルチペイメントネットワーク（MPN）⁶による県税の電子納税を導入することにより、収納チャネルの拡大に伴う納税者利便の一層の向上と県税の増収（平成 27 年度以降見込額：年間約 5.8 億円）を目指す。併せて、県税収納情報のデータ化により、領収済通知書に係る確認業務の削減、ペーパーレス化の促進等、内部事務の効率化を目指す。

No	取組内容	目標年次
33	インターネットバンキング及びMPN対応のATMを利用した電子納税の導入（対象税目：自動車税、個人事業税及び不動産取得税）	平成 26 年度[改修]
34	エルタックス ⁷ を利用した電子申告分に係る電子納税の導入（対象：エルタックスを利用して電子申告した法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税）	平成 27 年 4 月 [実施]

(2) 納税確認の電子化

自動車の継続検査（車検）時に必要な自動車税の納税確認について、県が発行する納税証明書を経済産業省の運輸支局に提示する方法に代えて、県と国の間で納税確認を電子的に行う仕組みを導入することにより、車検用納税証明書を原則として不要とし、納税者利便の向上を図るとともに、納税証明書交付業務の削減、ペーパーレス化の促進等、内部事務の効率化を目指す。

⁶ 税金・各種の料金などの収納を行う公共団体・収納企業と、各種金融機関とを繋ぐネットワーク。「いつでも・どこでも・かんたんに」支払いなどを行える体制を整えることを目的に構築された。

⁷ 地方税ポータルシステム(eLTAX)の呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。

No	取組内容	目標年次
35	全都道府県で運用する「自動車税納付確認システム」を利用した、車検時における自動車税の納税確認の電子化	平成 26 年度[改修] 平成 27 年 4 月 [実施]

3 オープンガバメントの導入

「オープンガバメント」は、住民に対して透明でオープンな行政を実現するための取組みである。2009 年（平成 21 年）に米国でオバマ大統領がオープンガバメントの三大基本原則（下記）を発表して以来、世界中で取組みが進んでいる。日本においては、国が平成 22 年 5 月に策定した「新たな情報通信技術戦略」において、「国民本位の電子行政の実現」としてオープンガバメントが位置付けられている。

< オープンガバメントの三大基本原則 >

行政の透明性の向上	全てのデータを二次利用できる形で公開
意思決定過程への住民参加	行政・住民間の双方向の情報伝達手段の提供
住民や民間との協業	協業のプラットフォームとしての情報発信強化

(1) 戦略的広報の実現 [2016 年 3 月改定]

現在、県の行政情報等の提供（広報）については、県のホームページを中心としつつ、広報紙やテレビ、ラジオ等多様な手段で行われている。しかし、近年、各自治体においては「シティプロモーション」や「シティセールス」の取組みが盛んになっており、本県においても、より効果的かつ効率的に「伝わる広報」を展開することが求められている。

そこで、本県では平成 28 年 3 月に「神奈川県広報戦略アクションプラン」を策定するとともに、広報に関する全庁的な調整機能として、各局等に設置した広報官や地域広報官からなる「広報官会議」を設置し、広報を戦略的に行う体制を整備した。

広報における ICT の活用としては、Web サイトの見直しによる機械可読性の向上や検索機能の強化に加え、SNS 等の Web サービスを活用することにより、「県民が知りたいこと、県として伝えたいこと」が伝わる広報を実現する。

また、スマートフォンやタブレット型端末等の様々な機器が普及していることを踏まえ、ワンソース・マルチユース⁸の考え方で、同じ情報を各端末等に適したページレイアウトで表示できるようにする。

(2) 電子化された行政資料の提供 [2016 年 3 月改定]

県はこれまで行政資料の電子ファイルをウェブサイト上で提供してきたが、所属単位での資料提供のため、検索が難しく、更に過去の資料を入手できないといった問

⁸ 一つの素材を複数の方法で活用すること。

題があった。これを解消するため、行政資料の電子ファイルを保存・提供する仕組みである「神奈川県行政資料アーカイブ」を県政情報センター・公文書館・県立図書館が連携して構築し、運営することで、県民の利便性の向上を図る。

県民は、「神奈川県行政資料アーカイブ」で提供している行政資料の電子ファイルを分野別、組織別に検索でき、明示してあるものについては二次利用も可能になる。保存した行政資料の電子ファイルは半永久的に利用できるというメリットがある。

(3) オープンデータの推進

[2016年3月改定]

オープンデータとは、行政が保有する公開可能なデータを民間が編集・加工しやすい形式でインターネット上に提供することである。オープンデータを推進することにより、行政の透明性の向上やデータを利用した事業展開による地域経済の活性化、さらには多様な公共データと民間が保有するデータを組み合わせ、新サービス・新ビジネスの創出が期待されている。

国においては、平成24年7月に「電子行政オープンデータ戦略」が発表され、基本原則として次の4点が掲げられた。

- 政府自ら積極的に公共データを公開すること
- 機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開すること
- 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
- 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組みに着手し、成果を確実に蓄積していくこと

他自治体の成功事例としては、福井県鯖江市が早期に取組みを始めており、データの公開を行った結果、民間により災害時避難所マップやバス運行情報のアプリが開発された。

一方、本県においては、大別して「オープンデータの環境整備」と「オープンデータの持続モデル構築」の2つの取組みを進めることとする。

ア オープンデータの環境整備

県内市町村と連携して、神奈川県全体のオープンデータを促進するための環境を整備する。

(取組みの方向)

- オープンデータの取組みに向けた指針の策定
- 住民や企業等の民間がデータを活用するために必要なライセンス（利用許諾）の整備
- 「かながわオープンデータ・プラットフォーム（仮称）」の構築

かながわオープンデータ・プラットフォームは、神奈川県に関する様々なオー

ブンデータを集約するもので、特に「場所」「住所」等の位置情報を含むデータについては、地図に重ねて視覚的に表現することで神奈川県をデータから明らかにする、いわば「サイバースペース上の神奈川」と言えるものである。

このプラットフォームを民間に広く公開し、県民の日常生活や企業のビジネス等様々なニーズを支える基盤として整備を進める。なお、プラットフォームへのデータ展開の試行として、自治体設置のA E D、避難場所・避難所の位置情報等を公開している。

イ オープンデータの持続モデル構築

オープンデータを行政のみの取組みに留めることなく、社会全体で持続的に進めていくために、民間サービスの新規創出や活性化を目指してオープンデータを進めていく。

(取組みの方向)

データ活用促進の営業

民間主導によるビジネスモデルの構築

オープンデータの持続的提供

オープンデータを活用した新規サービスを創出するためには、顕在化していないニーズを汲み上げることが必要である。そこで、オープンデータ利活用促進の営業を行う部隊を創設し、民間に赴いてヒアリングやアイデアソンなどを積極的に行い、データを用いたサービスのアイデア出しやビジネスモデルの検討を行う。また構築したビジネスモデルに合わせて、オープンデータを持続的に提供する。

この持続モデル構築の一環として、平成26年度から「旧東海道」をテーマとしたコンテンツ(データ)の公開と活用場面の創出(サービスの展開や、民間におけるソフトウェア開発の促進など)を試行している。

また、平成27年度には、自治体設置のA E D、避難場所・避難所の位置情報等を公開し、公開にあたっては、民間と協力してデータ収集から公開の一連のモデルを構築した。

ウ 県と市町村におけるオープンデータの取組方向

県と市町村は地方自治体として、それぞれの行政のためにデータを保有しているが、その性格には大きな違いがある。基礎自治体である市町村は、住民に対して直接の行政サービスを提供するため、地域に密着した様々なデータを保有している。その一方、県は広域行政を担う立場として市町村域を越えた施策を展開するためのデータを収集する立ち位置にあり、直接住民に提供するデータの比重は市町村と比較すると軽いといえる。

そこで、県域全体におけるオープンデータの取組みは、前述ア、イの施策によ

り県が率先してオープンデータを展開しながら、以下の方向で市町村と歩調を合わせて進めていく。

(取組みの方向)

県は保有する広域的なデータをオープンデータとすることで、各市町村の施策展開を支援する。

県民や企業等のニーズの高いデータを公開・提供する。

No	取組内容	目標年次
36	オープンガバメント導入のモデルとして、旧東海道をテーマとしたコンテンツ(データ)を公開し、それらを活用したソフトウェアを募集	平成 26 年度 [実施]
	旧東海道関連ソフトウェアを活用したウォーキング等サービスの実施と、コンテンツ(データ)のさらなる拡充	平成 27 年度以降 [継続実施]
	オープンデータの取組みに向けた指針や二次利用のライセンスの整備	平成 27 年度 [実施]
	サービス指向型オープンデータの持続モデルを構築(データ活用促進営業、民間主導によるビジネスモデルの構築)	平成 27 年度以降 [順次実施]
	「かながわオープンデータ・プラットフォーム(仮称)」の試行として、県設置の A E D、災害時避難所の位置情報を公開(県設置分から始め、市町村設置、民間設置分へと展開。)	平成 26 年度以降 [順次実施]
	「かながわオープンデータ・プラットフォーム(仮称)」の構築	平成 27 年度以降 [実施]
	県民や企業等のニーズの高いデータを公開・提供	平成 28 年度以降 [順次実施]

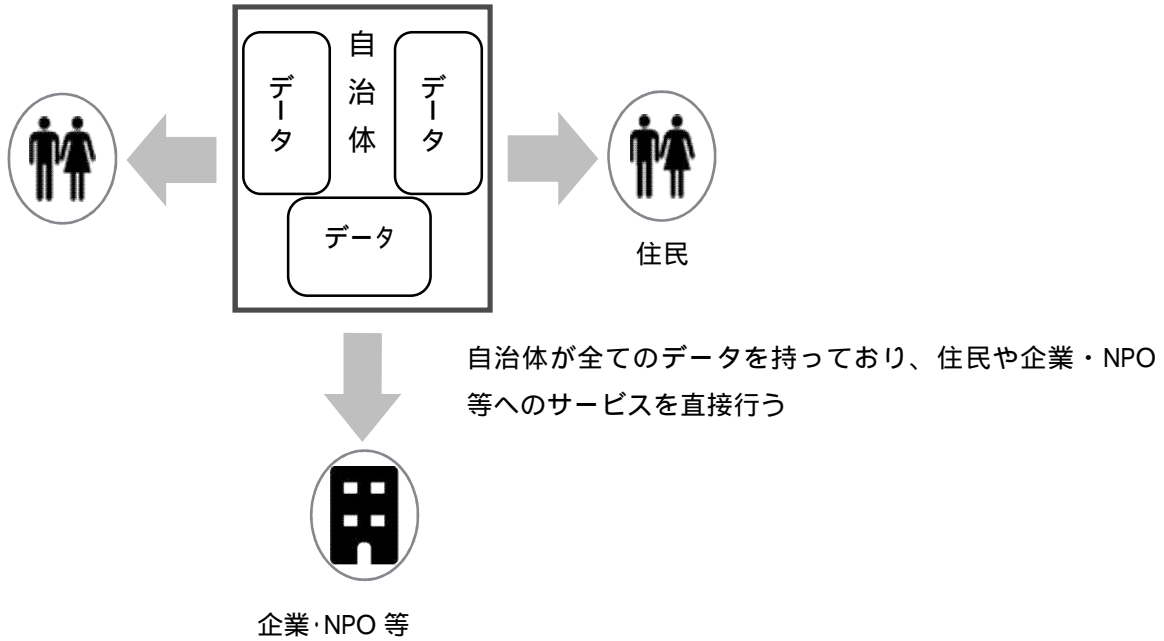
(4) オープンガバメントの実現モデル

[2015 年 7 月改定]

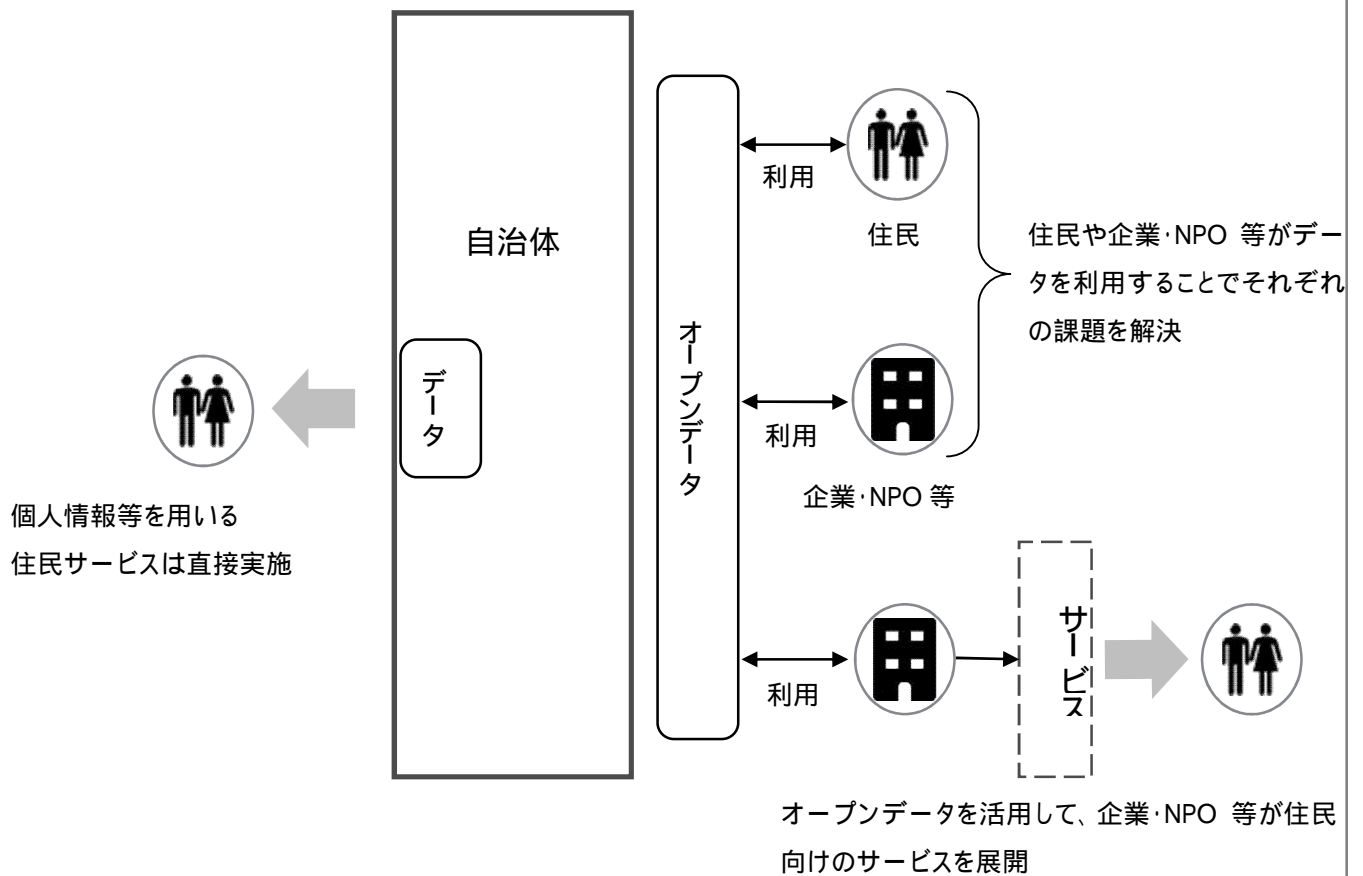
オープンデータを推進することにより、行政と住民の間には、行政が直接公共サービスを提供するという従来の関係に加えて、住民自らがデータを活用して様々な問題を解決する、民間の企業や N P O 等が行政に代わってサービスを提供する等の新しい関係が生じるようになる。

このように、行政がオープンデータをツールとして、住民や民間の活動を支えるプラットフォーム(基盤)となる姿が、神奈川の目指すオープンガバメントの実現モデルである。

これまでの行政の姿



オープンガバメント実現後の姿



4 社会保障・税番号制度の導入

[2016年3月改定]

(1) 番号制度とは

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤(インフラ)である。

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下、「番号法」という。)」が公布され、平成 27 年 10 月に個人番号の通知、平成 28 年 1 月に個人番号の利用開始、平成 29 年 1 月にマイナポータル開設、平成 29 年 7 月に情報提供ネットワークシステムの運用開始が予定されている。さらに、平成 30 年を目途に預貯金口座への個人番号の付番が始まる予定である。

利用分野については、社会保障・税・災害対策の分野となっているが、地方公共団体においては、これらの3分野及びこれらに類する事務において、条例を定めることで、個人番号の独自利用ができることとなる。

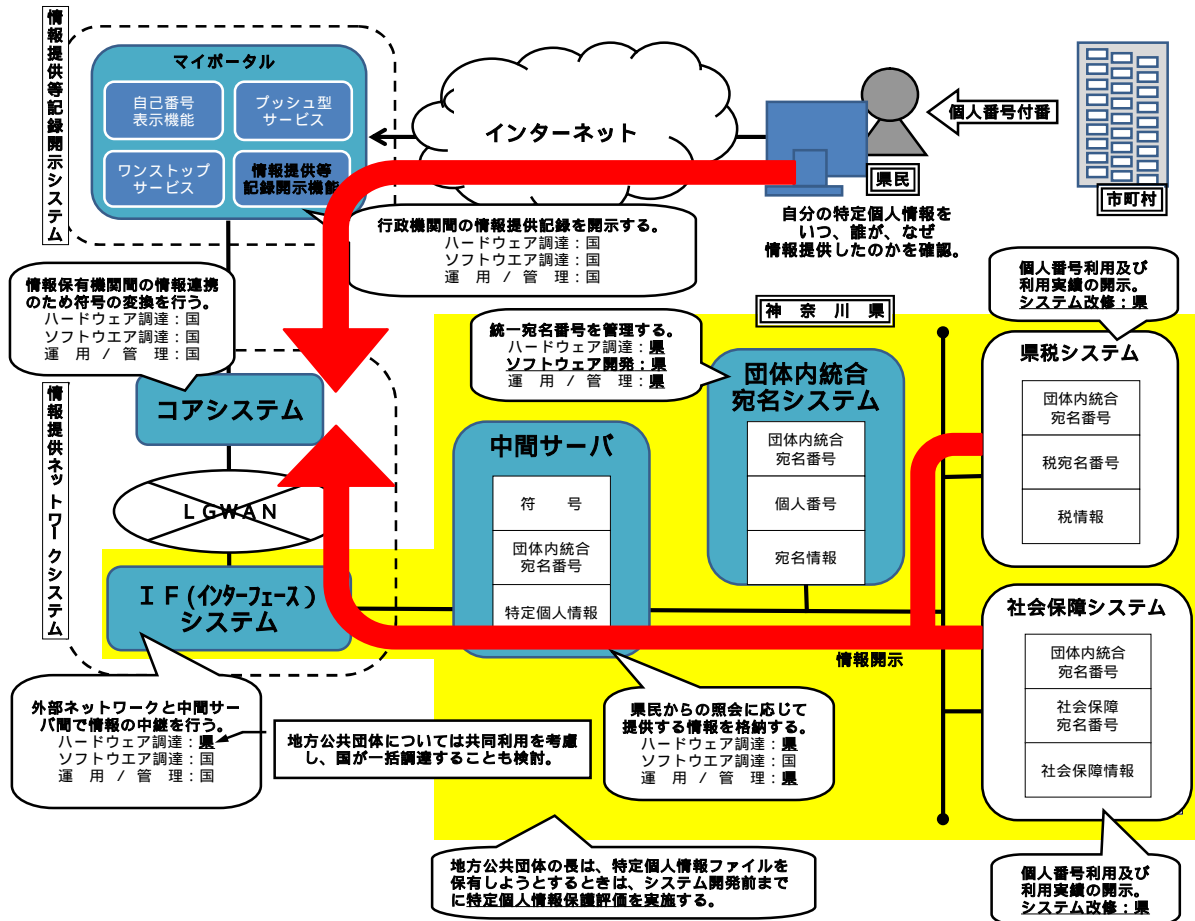
(2) 導入のメリットと課題

番号制度の導入により、正確な本人特定や各種手続きにおける書類審査に多大な時間と労力をかけることがなくなることから、行政サービスの信頼性、透明性、効率性を高めるとともに、国民の利便、社会保障サービスの向上や所得課税の更なる適正化が実現できる。

導入には、国だけの取組みでは不十分であり、国民に対して幅広い行政サービスを提供する地方公共団体が、国と協力しながら、主体的に番号制度を活用していくこととされている。

県では、番号制度の情報提供ネットワークシステムとの連携テストが開始される平成 28 年 7 月までに中間サーバ及び団体内統合宛名システムの構築、既存の業務システムの改修を行わなければならない。

<< 概要図 >>



(3) 個人情報保護の取組み

番号制度の導入に伴い、きめ細やかな社会保障給付や行政事務及び手続の簡素化・負担軽減等が実現できることとなり、これらの業務の実施過程において、多くの特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）が利活用されていくこととなる。これらの効果は、全国民に対して個人番号が付番されることによりもたらされるものである。

一方、個人番号を利用することで様々な情報を正確かつ迅速に名寄せすることができるため、個人番号が不正に取り扱われると、個人番号をキーに集約された特定個人情報が不正に閲覧・漏えいされたりするなど、様々な問題が懸念され、特定個人情報を取り扱う者にはこれまで以上に厳格な情報管理が求められる。

そこで、特定個人情報の取り扱いが適正に行われるよう、現行の個人情報の保護よりもさらに手厚い保護措置（特定個人情報保護評価の実施）を特例として講じることとしている。

< 特定個人情報保護評価 >

地方公共団体は、番号法第 27 条の規定に基づき、特定個人情報ファイルの保有に先立ち特定個人情報保護評価を行わなければならない。特定個人情報保護評価では、プライバシー等に対する影響を与える可能性が高いものについては、第三者点検を行うこととされており、本県においては、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を行うことを検討する。

(4) 情報システムの導入、改修

番号制度の導入にあたっては、クラウドコンピューティングの活用や他団体との共同化等も検討しながらコストを抑制する方策を検討する。

また、住民情報の流出を徹底して防止するため、マイナンバー利用事務系、L G W A N 接続系及びインターネット接続系のネットワーク分割と、県・市町村のインターネット接続口を集約するための自治体情報セキュリティクラウドの構築を図る。

No	取組内容	目標年次
37	中間サーバ、統合宛名システム等の新規導入において、県の実情にあった低廉かつ効率的な方式を検討して実施	平成 28 年 7 月
38	既存業務システムの改修において、低コストで実現できる方法を検討して実施	[実施]
38-1	マイナンバー利用事務系、L G W A N 接続系及びインターネット接続系のネットワーク分割と、県・市町村のインターネット接続口を集約するための自治体情報セキュリティクラウドの構築	平成 29 年 7 月

(5) 今後の方向性

社会保障・税番号制度の導入に適切に対応するとともに、将来的には、県民の更なる利便性の向上を図るため、番号制度を利用して事務の効率化とサービス向上に努める。

第3章 スマート県庁の実現

1 スマート県庁の取組み

[2016年3月改定]

タブレット型端末やクラウドコンピューティングの普及など、最近のICTの進展はめざましいものがある。スマート県庁は、これらの最新技術を活用して県庁全体の情報化を更に推進し、職員の意識改革、行動変容を図ることで、県庁の業務を抜本的に見直していく。業務の効率化により生産性を高め、県民サービスの向上につなげるとともに、内部管理に要するトータルコストの削減やペーパーレス化の徹底を目指していく。

現状を把握・分析し、適切な改革・改善プランを立てるため、情報システムや業務プロセスなど、改革・改善対象の見える化を図る。

ICTガバナンスを確立し、全体最適を図る。

慣例にとらわれることなく、制度を含めて積極的に業務・システムを見直す。行政改革の取組みと緊密な連携を図る。

これらの取組みにより、「新たな行政改革の指針」に掲げる意思決定のスピードアップ、限られた資源（職員・時間・経費など）の有効活用を図り、県民サービスの向上を目指すこととする。

また、平成26年6月には、「スマート県庁大作戦実施宣言」を打ち出し、スマート県庁のあるべき姿を実現するための5つの要素として、「職員の意識改革」「BPRの推進」「制度の見直し」「情報と知識の共有化」及び「ICTの整備」を掲げた。そのうち、「職員の意識改革」及び「情報と知識の共有化」についてのアクションプランを作成し、具体の実施項目を示し、同年10月には、「スマート県庁大作戦の加速化」として、アクションプランの実施項目について、さらに詳細な提案を行った。

さらに、平成27年7月策定の「行政改革大綱」の「取組分野2『スマート県庁』改革」として、「ワークスタイルのあるべき姿の策定」「残業ゼロに向けた取組みの実践」「業務の『見える化』とその活用」「生産性向上に向けたオフィス改革に関する検討」「業務のスピードアップに向けたルールの構築」に取り組むため、アクションプランの内容を拡充する。

2 ICTガバナンスの確立

「ICTガバナンス」とは、「組織の戦略目標を実現するために必要な情報システムを適切に計画・設計・調達・運用・見直すこと」(総務省「自治体CIO育成研修」資料)とされている。

庁内情報システムにおいても、定例的な業務の省力化が主たる目的であった汎用機の時代から、技術の進展に伴い低コスト化やダウンサイジングが進み、現在は一人1

台パソコンとなり、あらゆる分野のあらゆる業務において活用され、業務改革と住民サービスの向上が主たる目的となってきた。

このようにあらゆる分野にICTが展開すると、各々の業務においては低コスト・コンパクトで最適なシステムが導入されたとしても、全庁的には情報システムの導入・運用コストが膨らんでいくこととなる。

また、パソコンだけでなく、複合機やモバイル機器、ICカード等のOA機器が増加し、様々な形で情報・データの電子化・デジタル化が進むと、システムだけでなく周辺事務機器等も含めて、情報漏洩防止・セキュリティ確保のためICTを全体として適切に管理する必要性が増大する。

こうしたことから、今後のICTガバナンスには、いわゆる「部分最適」から「全体最適」へと視点を改める必要があり、次のことが求められている。

- 情報システムやデータの全庁的な適切な管理
- 全庁的なICTの調達・運用コストの適正な管理
- 重複機能の共通化、業務・組織間の迅速かつ効率的な調整

そのためには、ICTの導入時における事前評価だけでなく、導入後の事後評価や全庁における定期的な情報システム・OA機器等の棚卸し、再評価の仕組みが必要となってくる。

- ICTガバナンス確立のためのPDCAサイクルの仕組みづくり
- 経営の視点に立った、業務とICTを全体最適に導く人材の育成
- 行動計画の適切な進行管理
- 情報機器調達の一元管理

スマート県庁を推進するためには、今後、こうした仕組みづくりを図っていく。同時に、こうした仕組みは「スマート神奈川」や「行政サービスのICT化の拡充」の取組みに対しても機能を発揮するものである。

3 BPRの推進によるコスト削減と仕事の効率化

(1) BPRの基本的な考え方

県におけるBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）は、行政サービスの向上と行政コスト削減を両立するために、選択と集中を基本として、最新のICTを活用しながら既存の業務プロセスを根本的に見直し、デザインし直すことである。業務プロセスの見直しは、幹部職員をはじめとした職員の意識改革が不可欠であり、前例踏襲で現状に甘んじることなく常に改善を目指していく強い意識が求められる。

また、BPRに必要となるICT投資の財源については、既存のシステム、通信環境の見直し、業務の効率化により削減される人件費コスト等により生み出すことを基本とする。

(2) B P Rの当面の取組み

[2016年3月改定]

ア 業務プロセスの見える化

本県ではこれまでも業務改善に取り組み、業務の電子化や委託化を進めてきたところだが、職員自らでは気づくことのできないような視点からの業務分析が必要である。

そこで外部専門家への委託により、詳細な業務分析による棚卸しを行い、プロセスの見える化を図った上で、課題に対する解決方法の分析、検討を行うこととする。

平成 26 年度は、費用対効果の観点から、出先機関で実施する業務のうち、同種の業務を担う職員数が多く、本庁や他機関との連絡調整も多い業務についてサンプリング調査を行うことで、波及効果が期待できるものを対象とする。

平成 27 年度には、各所属が主体となって B P R を自主的に実施・展開できるよう、全庁展開に向けた課題の整理を行い、平成 28 年度に全庁展開に向けた検討を行う。

また、平成 28 年度から業務手順及び業務量の見える化を可能とする「仕事見える化シート」を全庁で導入し、業務の見える化を推進する。

イ タブレット型端末の導入

タブレット型端末の導入を順次進め、全庁的に時間と場所にとらわれないアクセス環境を整えることで、業務の効率化を図る。

許認可、指導監査、税務、支援、広報等の業務において、現地解決性、現場対応力を高め、県民サービスの向上を図る。また、本庁所属においては、会議や打ち合わせ等の内部調整業務の効率化、意思決定のスピードアップを図り、その結果、ペーパーレス化を徹底する。

(導入スケジュール)

平成 26 年度

出先の現場対応業務、本庁所属のグループリーダー以上の職員等に約 1,600 台を配付

平成 27 年度

タブレット型端末導入の検証と導入拡大の検討

平成 28 年度以降

- モバイルワークの更なる推進のため、平成 28 年度に 600 台のタブレット型端末を追加配備
- 既存の一人 1 台パソコンとの棲み分けを検証しながら、将来の業務用情報端末の携帯と配布台数について、B Y O D (Bring Your Own Device) も含め検討
- 本庁庁舎耐震化工事に併せ無線 LAN 対応

システム改修に合わせたタブレット型端末の導入

システム改修のタイミングに合わせ、タブレット型端末の活用を検討する。企業庁では、県営水道の管路情報システムにおいて、タブレット型端末を利用することにより、現場作業の効率化を図る。

ウ 大型ディスプレイの導入

タブレット型端末導入と合わせて、各局長室等に大型ディスプレイと共通利用パソコンを設置することにより、打ち合わせや会議の際にその場での資料修正を可能にすることで、情報共有による意思決定のスピードアップを図る。

(平成 26 年度)

エ スマート会議支援システムの導入

外部有識者の会議について、事前の資料調整や当日の資料配布、会議終了後の議事録作成などを効率化するため、タブレット型端末を活用したペーパーレス会議と議事録作成を支援する「スマート会議支援システム」を導入する。(ペーパーレス会議については、平成 27 年度で終了)

(平成 26 年度)

オ グループウェア等業務支援ツールの改善

グループウェアは全庁的な業務効率を左右することから、タブレット型端末の導入にあわせ、グループウェアによる情報共有や電子メールの活用促進を図っていく必要がある。そのためにも、幹部職員をはじめとした職員の意識改革を進めるとともに、業務の進め方を見直し、それに適したグループウェアシステム等の改善に向けた検討を行う。

(現行のグループウェアの更新時期は平成 27 年 8 月)

カ テレコミュニケーションの活用の検討

テレコミュニケーションの活用により、県という組織全体があたかも一つの空間にあるようにすることで、職員一人ひとりの能力とスキルが最大限そのパフォーマンスを発揮できるようにする。

次に掲げるテレコミュニケーションの機能を職員に提供することにより、コミュニケーションの壁を取り払い、時間的な口スを解消し、意思決定のスピードを向上させるといった、時間と場所にとらわれない「リアルタイムコミュニケーションの実現」を目標とするなど ICT を活用したワークスタイルの変革を目指す。

【テレコミュニケーションとその機能】

様々な通信手段やコミュニケーション手段を統合することにより、これまでにないコミュニケーションの方法を実現しようとする試みのこと

(1) 職員一人ひとりのパソコン・端末での内線及び外線電話できる音声機能

- (2) 電話中、会議中、離席中等といった現在の相手の状態が確認できるプレゼンス機能
- (3) リアルタイム性の高い連絡が可能なインスタント・メッセージ機能
- (4) パソコン上で資料を共有しながら行える会議機能
- (5) 離席した場合でも、連絡がとれるモバイル機能

これらの機能を職員に配備するパソコンやモバイル端末に取り込み、さらにグループウェアとも統合し、1つの画面からあらゆるコミュニケーションの機能を利用できる環境を整備することを理想とする。

また、在宅勤務等のテレワークについては、技術的な課題と併せて、サービス管理上の課題、また、当該勤務形態に適する業務の量などを含めて検討する。

キ ICカード導入の検討

ICカードの用途については、職員の身分証明や名札、入退室管理、勤怠管理、システム認証、認証印刷、職員の健康管理など様々あり、その利用対象は全職員に及ぶことから、導入に当たっては、全職員の情報管理を最適化する観点から検討を進める。

なお、ICカードの導入は、全職員の情報を一括管理できる上に、ファシリティやセキュリティを高度に保つことができるという利点があるが、導入に要するトータルコストと職員の働き方・仕事のあるべき姿としての導入効果を踏まえて、情報化投資すべきか検討する必要がある。

ク ペーパーレス化の推進

タブレット型端末の導入等により、業務の効率化を図りペーパーレス化を進める。本庁の紙の購入量の削減目標として、平成26年度は平成24年度比で3割削減、平成28年度以降にネットワーク環境が整い、全職員にタブレット型端末が配付される場合は平成24年度比で約6割の紙の削減を目指すものとする。

また、出先機関においても、タブレット型端末の活用等による業務の効率化を図り、ペーパーレス化の取組みを進めていく。

[参考] 本庁における実績

紙の購入実績（平成24年度）7183万枚

〃 （平成26年度）5952万枚（17%減）

No	取組内容	目標年次
39	外部専門家への委託による詳細な業務分析とプロセスの見える化及び課題に対する解決方法の分析、検討 (出先機関で実施する業務のうち、同種の業務を担う職員数が多く、本庁や他機関との連絡調整も多い業務をサンプルとして調査)	平成26年度 [実施]

40	タブレット型端末約 1600 台の導入	
40-1	タブレット型端末 600 台の追加導入	平成 28 年度
41	大型ディスプレイの導入	
42	スマート会議支援システムの導入	平成 26 年度
43	県営水道の管路情報システムにおけるタブレット型端末利用による現場作業の効率化（企業庁）	[実施]

(3) B P Rの今後の展開

タブレット型端末及び大型ディスプレイ導入等による業務効率化とペーパーレス化にあたっては、仕事の進め方自体の見直しが不可欠であり、導入するICT環境を踏まえた資料の作り方や、会議の持ち方、情報の共有手法等を検討していく必要がある。

また、業務プロセスの見える化を推進するとともに、職員が業務プロセスを描けるようにし、無駄は何か、無理は何かを見極め、どうしたら最適なワークスタイルになるかを考えることができる仕組みにすることが求められる。これは行政改革の領域であるが、このことをきちんと認識した上で、設計した上に成り立つモノがICTによるコスト削減に繋がるという問題意識を根付かせる。

さらに、各所属においてKPI⁹とKGI¹⁰という意識を持つことにより、定量的な事後評価が出来る仕組みを作ることで、業務マネジメント能力を高めることも進めていく。

そのためにも、職員一人ひとりが、それぞれの業務の改善を常に意識し、課題意識を持ちながら見直しに取り組んでいくことが必要であり、そうした情報を庁内で共有することで一層取組みを推進することができる。

それぞれの所属においての最適解であっても全庁的に非効率になることのないように、今後のB P R推進にあたっては、CIOのガバナンスのもと、行政改革の取組みと併せて推進していく必要がある。

(4) B Y O D (Bring Your Own Device) の導入検討

自己所有のスマートフォン等を勤務先で利用するB Y O D導入のメリットとしては、職員にとって普段使い慣れたスマートフォンなどを利用できることや、個人用と業務用の2台持ちが不要になるという利便性向上が期待されるとともに、ハードの配付が不要になることによるコスト削減も期待できる。

一方で、私用の携帯端末に業務で利用する相手方の電話番号、メールアドレスや送受信したメールが残るなど情報管理上の課題や、職員個人の電話番号等の情報が相手方に知られないような対応を検討する必要がある。

⁹ Key Performance Indicator の略で、プロセスの実施状況を計測するために、実行の度合い(パフォーマンス)を定量的に示す指標のこと。

¹⁰ Key Goal Indicator の略で、プロセスの目標をどの程度達成したかを表す指標のこと。

BYODの導入は、情報インフラの整備と情報セキュリティポリシーの見直しが前提となることから、これらの状況を見ながら、導入の可否について検討していく。

4 情報システムの見直し

(1) 情報システムの現状 [2016年3月改定]

県庁全体の情報システムの稼動状況や運用経費を把握し、見える化を図るため、全庁的なシステムの調査を実施した。

システム数 162システム（平成25年11月現在）

運用経費 約72億円（ネットワーク及びパソコン等の情報基盤を含む）

なお、平成28年度には取組みを進めるための調査を実施することとしている。

(2) 基本的な考え方

今後、本県におけるICTの活用領域の広がりに伴い、ICT経費の増大が想定される。一方で、既存システムの見直しを進めることで一定程度の財源を生み出すことも必要である。しかしながら、無駄を省き効率化を進める上でも、県民サービスを低下させてはならない。そのためには、個別システムの見直しではなく、全体を俯瞰した見直し、いわゆる「全体最適化」が重要な要素となってくる。

全庁的なシステムの見直しを着実に進めるにあたっては、CIOのガバナンスのもと全体最適を進めることが重要であり、そのためには、CIOを補佐する体制の強化が必要である。

(3) 具体的な取組み

庁内162システムの内容、規模は様々であることから、効率的、効果的に見直しを進めるためには、カテゴリー分けして優先順位を付けながら検討していく必要がある。

ア 見直しの視点

類似システムの統合の検討

コンピュータセンターへ移設するシステムの仮想化の検討

（84システム 年間運用費約43億円）

運用経費の大きいシステムから見直しを検討

年間運用費1億円以上 24システム 約21億円

1000万円～1億円未満 39システム 約15億円

イ システムの事後評価

稼動しているシステムについて、毎年度、運用経費の棚卸しを実施し、「見える化」するとともに、システムの目的や効果の達成度を評価して、適切な費用対効果の検証を行う。

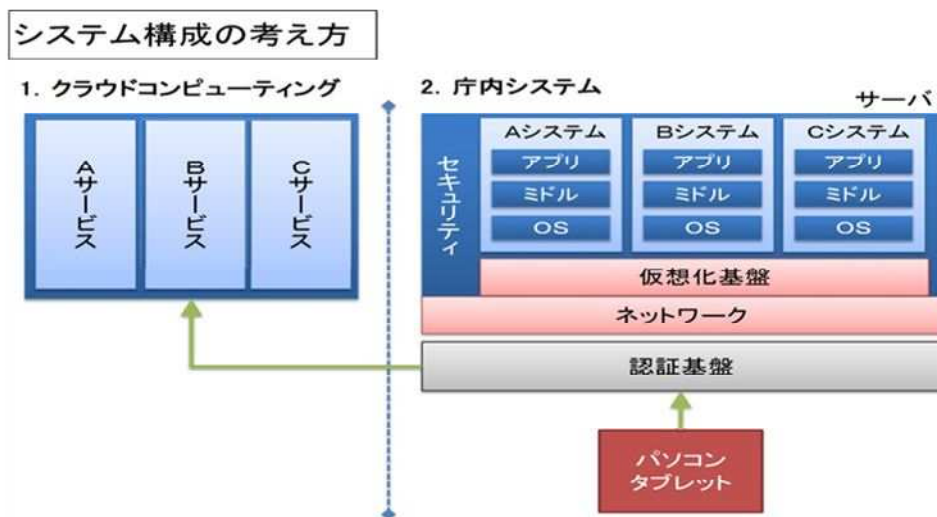
検証に当たっては、システムコストだけでなく、事業に携わる職員の人件費も含めたトータルコストにより評価することとする。

また、各所属で管理するシステムについて、契約更新時等のタイミングを見据えながら、全体最適の観点から、専門的な見地により必要なサポートを行う。

ウ クラウドコンピューティングの推進

クラウドファーストの概念のもと、システムの更新や新規開発の際には、まず第一にクラウドコンピューティングの採用を検討する。これは、自前でサーバなどの情報通信機器を持ってシステムを運用するのではなく、ネットワークを通じて情報処理サービスの提供を受けることで、開発コスト及び運用コストの削減が期待できるものである。

一方、クラウドコンピューティングに適さないシステムは、システムごとに設置しているサーバを仮想化技術の採用により物理サーバの台数を削減し、また、セキュリティ確保のための職員認証のシステムなどの共有化を積極的に進め、「全体最適化」の視点に立ち、トータルコストを削減する。



エ コンピュータセンターの外部移転

サーバの設置場所である第二分庁舎にあるコンピュータセンターは、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震により免震床と免震装置が破損し、免震機能が効かない状態となったため、今後発生が想定される大規模地震が発生した場合でも、被害を受けにくい外部のデータセンターにコンピュータセンターを移転することにより、行政の情報拠点の安全を確保する。

システム	H26年度	H27年度	H28年度以降
受け入れ準備	→		
システム改修	→		
システム移行		→	
全面移行			→
費用対効果(運用経費の削減)			1.8億円

平成 26 年度から順次移転を開始し、平成 27 年 10 月には全面移転予定で、移転する際には、クラウドコンピューティングの特長を生かすとともに、仮想化技術を採用することによりサーバの能力を最大限活用し、その結果サーバ台数を削減することにより、費用対効果を高め、平成 28 年度から毎年度約 1.8 億円の運用経費削減を図る。

オ 管理事務トータルシステムの見直し

内部管理業務の効率化を目的とした基幹システムである管理事務トータルシステム（共通基盤、会計管理、予算編成、財産管理、統合文書、人事給与）について、稼働開始から既に 10 年以上が経過し、新たに発生した複雑・高度化した業務ニーズや課題に対応しきれなくなっている。

そこで、新たなシステムを構築するにあたっては、業務も含めた事務執行体制を大幅に変えることで、管理事務全体のトータルコストを削減することが必要である。そのために平成 26 年度から再開発に着手し、必要となる最適なシステムを導入し、全てのシステムが新システムとなる平成 29 年度から毎年度約 4.5 億円の削減を図る。

システム	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
共通基盤システム	開発	→	運用	→
会計管理システム	開発	→	運用	→
予算編成支援システム	開発	→	運用	→
財産管理システム	基本計画	開発	→	運用
統合文書処理システム	基本計画	開発	→	運用
人事給与システム		開発	→	運用

カ 地方公会計制度の導入

[2016 年 3 月改定]

発生主義・複式簿記を取り入れた地方公会計制度を導入することにより、現金主義会計では見えにくいストック情報、減価償却や引当金などを含め、フルコストを明らかにすることが可能となり、アカウントビリティの向上やマネジメント

への活用を図る。

そのための取組みの一つとして、既存の財産管理システムの改修や地方公会計制度に対応した財務書類を作成するシステム、起債管理システムといったシステムの導入を行い、適切に運用していく。

キ 新たな情報機器に対応した情報インフラの整備

タブレット型端末等のモバイル機器の普及により、それらの機器を活用していくためのインフラが必要である。そのため、本庁庁舎耐震化工事を契機に、行政情報ネットワークに無線でアクセスできる環境を計画的に整備する。

また、出張中など庁外での業務活動においても、庁内と同様のICTサービスを利用できるようにするため、公衆回線網を使用してセキュアに行政情報ネットワークに接続できる環境を整備する。

No	取組内容	目標年次
44	コンピュータセンターの外部移転	平成 27 年 10 月 [全面移行]
44-1	地方公会計制度導入に向けたシステム開発	平成 28 年度〔実施〕
45	管理事務トータルシステムの再開発	平成 26 年度～28 年度 [順次実施]

ク 税務電算システムの再構築

[2016 年 3 月改定]

本県の税務電算システムは、昭和 49 年の自動車税システムの稼働以来、大型汎用コンピュータ（メインフレーム）による税目単位の処理を基本に構築し、また、電子申告システムなど外部システムとも連携し、業務の効率化や省力化等に貢献してきた。

しかし、稼働から 40 年以上が経過し、その間、幾多の制度改正を経てシステムの規模が拡大し、システム構成も複雑化しており、改修に伴うコストやリスクが年々上昇している。また、今以上の業務効率の向上や、システム関連経費の削減が困難であるなど、課題が顕在化している。

そこで、将来にわたって適正かつ公平な賦課徴収に資するとともに、機器構成や業務見直しによるトータルコストの削減を図るため、税務電算システムの再構築を行う。

(4) 情報セキュリティポリシー

職員誰もがパソコン上で様々な情報を日常的に取り扱う今日、個々の職員の独自の判断によって情報が取り扱われることのないように、組織としてどのように情報セキュリティを確保していくかという方針と具体的なルールを明確にしておく必要がある。そのため、総務省が平成 13 年に示した「地方公共団体における情報セキ

セキュリティポリシーに関するガイドライン」をもとに、平成 15 年 3 月に神奈川県情報セキュリティポリシーを策定し運用してきた。

最近のタブレット型情報機器の急速な普及により、職員の働き方や県民サービスへの対応が変化する可能性がある。また、県庁内の様々なデータについても、オープンなデータとしての利活用が求められているが、一方で、県の取り扱う情報は、県民等の個人情報のみならず行政運営上重要な情報などもあり、相反する特性を備えている。このような社会環境の変化に対応しつつも、セキュリティを確保するためのセキュリティポリシーの見直しについて検討する。

(5) ICT - BCP (ICT部門業務継続計画)

「神奈川県業務継続計画」の個別計画であるICT部門業務継続計画は、危機事象(大規模地震、風水害、新型インフルエンザなど)発生時に、県民への影響を最小限に抑えるという観点から、優先して実施すべき業務を非常時優先業務として選定し、この業務を行うために不可欠な情報システムのうち行政情報ネットワークなどの情報基盤を利用するシステムを対象として、これらを稼働、継続させることを目的として策定している。

コンピュータセンターの外部移転に併せて見直しを行うが、近年、現実的な問題として顕在化してきたサイバー攻撃などにより、情報システムを稼働することができない状況が生じてしまった場合などの危機事象の発生時にも対応できるよう見直しを行う。その際、職員の働き方や県民サービスへの対応の変化といった環境の変化も踏まえて検討を進める。

5 通信サービスの見直し

固定電話回線、携帯電話回線ともに、これまで、個々の庁舎管理者、室課所が必要に応じて予算を確保し契約を行ってきたが、平成 26 年度から全庁で一括契約を行うことを基本とし、経費の削減を図るとともに、各室課所で行っている執行業務も一本化することで業務の負担軽減を図る。

併せて、警察本部における見直しについても、検討していくこととする。

[参考]平成24年度の通信コストは全庁で約29億円(ネットワーク回線等を含む)

知事部局、教育局等	約7億円
(うち、固定電話、携帯電話)	約3億円)
警察本部	約22億円(交通専用回線等を含む)

資料編 進行管理（行動計画に基づくICTガバナンス）

1 工程表

取組名		工程							
大項目	中項目	No	小項目及び取組み	H26	H27	H28	H29	H30	
第1章 スマート 神奈川の 推進	エネルギーのスマート化	1	住宅向けエネルギー管理システム	H E M S 等補助の実施					
		2	事業所向けエネルギー管理システム	B E M S 補助の実施					
		3	生活支援サービス等提供実証	E M S 実証実験の実施					
		3-1	Z E H 導入費補助		Z E H 導入補助の実施				
		3-2	Z E B 導入費補助		Z E B 導入補助の実施				
	環境施策のスマート化	P M 2.5対策など県民の安全・安心に向けた取組み							
		4	P M 2.5に関するメール配信等による情報提供	検討開始	検討後、スケジュール決定				
		5	光化学スモッグ注意報に関する新たな情報提供の仕組みの検討	検討開始	検討後、スケジュール決定				
		6	鳥獣被害対策に関する情報共有	検討開始	検討後、スケジュール決定				
		7	生物多様性に関する地図情報提供	検討開始	検討後、スケジュール決定				
		7-1	生物多様性に関する情報サイトの整備		検討後、スケジュール決定				
	防災のスマート化	8	災害対策本部会議等のペーパーレス化	稼働					
9		映像音声システムの再整備		調査・分析	改修等	稼働開始			
10		災害情報管理システムの再整備		調査・分析、必要に応じ一部改修	システム改修	稼働			
観光のスマート化	11	W i F i 環境整備の促進	整備促進						
	11-1	外国人観光客の行動ルートやニーズの分析			実施				
	11-2	外国人観光客を対象とした神奈川の観光情報の発信			実施				
	11-3	I C T を活用した多言語支援			実施				
	11-4	県内の外国人観光案内所のフリーW i F i の導入補助			実施				
	11-5	羽田空港観光案内所への観光案内人型ロボットの導入			実施				
	12	観光情報の発信力等の強化	実施						
農林水産業のスマート化	農産物等の生産性を高める取組み								
	13	I C T を活用した生産技術の開発、農家への導入・普及			生産技術の開発・普及				
	14	タブレット型端末を活用した普及指導活動	仕組みの検討	試行	実施				
	15	タブレット型端末を利用した森林計画図等の電子データによる森林所有者等への情報提供	仕組みの検討	試行	実施				
	安全・安心な農林水産物の生産・提供に向けた取組み								
	16	タブレット型端末を活用した家畜伝染病対策	導入						
	17	タブレット型端末を活用した農作物被害対策	仕組みの検討	試行	実施				
	18	家畜伝染病対応用防疫マップの整備	調査・分析	稼働					
	19	プッシュ型情報配信システムによる海況情報等の提供	検討開始	検討後、スケジュール決定					
	20	山地災害現場から写真や調査データを送信するための衛星携帯電話等の配備	仕組みの検討	試行	実施				

取組名		工程							
大項目	中項目	No	小項目及び取組み	H26	H27	H28	H29	H30	
第1章 スマート 神奈川の 推進	医療&ヘルスケアのスマート化	21	神奈川マイカルプロジェクトの推進	民間企業による 実証実験開始	民間企業によるマイカルテの運営、取扱いデータの 拡大、ビッグデータの分析による情報活用の促進				
		22	I C Tを活用した救急医療の見直し		実施				
		23	C H O構想	健康情報プ ラットフォー ムの検討					
		23-1	C H O構想評価モデルの構築		構築の実 施				
		23-1 改定	C H O構想評価モデル実証事業の結果検証		実施				
		23-2 改定	(C H O構想) 健康保険組合データ活用検討・モデル実施 事業			実施			
		24-1	(マイME - B Y Oカルテ) 医療情報等を提供するシステムの構築		実証実験 の実施				
		24-1 改定	(マイME - B Y Oカルテ) 「健康・医療情報プラットフォーム」の活用 を図るシステムの構築、実証 自動問診システムの可能性の検討		実施				
		24-2 改定	(マイME - B Y Oカルテ) マイME - B Y Oカルテの活用			検討			
		24-2	(ヘルスケアI C T基盤) 健康データ等の情報連携・共有化を進めるた めの調査		実証実験 の実施				
		24-3	(ヘルスケアI C T基盤) 医療診断システムや臨床研究支援システム等 の展開を見据えた調査		調査実施				
		24-3 改定	(ヘルスケアI C T基盤) 「健康・医療情報プラットフォーム」の活用 を図るシステムの構築、実証〔再掲〕		実施				
		24-4 改定	(ヘルスケアI C T基盤) 自動問診システムの可能性の検討〔再掲〕		実施				
		24-4	M E - B Y Oハウスの推進		提案実施	普及実施			
	24-5 改定	M E - B Y Oハウスラボの推進		実証実験					
	24-6 改定	M E - B Y Oハウスの国内外への提案			実施				
	教育のスマート化		25-1	(県立高等学校) 分かりやすい授業の実現や協働学習の充実	機器整備	(モデル校) (スーパースクール)			
			25-2	(県立高等学校) 無線 L A N環境の整備		(ICT活用授業研究推進校) (指定校)			
			25-3	(県立高等学校) プログラミング学習教材の活用		(プログラミング教育研究推進校)			
			26	(特別支援学校) 障害に応じた学習の支援や新たな能力の開 発・就労職域の拡大	機器整備				
			27	(校務関係) ベテラン教員の知識の継承や教員の業務負担 解消	機器整備				
	公衆無線 L A Nアクセスポイン トの設置		28	県有施設への設置	実施				
			11	民間事業者による設置促進 (再掲) W i f i環境整備の促進	整備促進				
	公共インフラの管理分野におけ るスマート化		29	新技術導入の検討	検討開始	検討後、スケジュール決定			

		取組名		工程				
大項目	中項目	No	小項目及び取組み	H26	H27	H28	H29	H30
ICTの活用による産業振興		ものづくり企業とICT企業との連携強化						
		30	ものづくり中小企業やICT関連企業が参加する共同研究開発を促進	実施				
		31	ものづくり中小企業が求めるニーズをICT関連企業に発信する機会を提供	実施				
		31-1	「さがみロボット産業特区」の推進	実施				
		32	ICT活用状況等調査の実施	準備 調査・分析				
第2章 行政サービスのICT化の拡充	行政手続きの電子化の拡充	電子納税の導入						
		33	MPNによる電子納税	システム改修	運用			
		34	エルタックスによる電子納税	システム改修	運用			
		35	納税確認の電子化	システム改修	運用			
	オープンガバメントの導入	36	オープンガバメント導入の促進	試行	展開			
	社会保障・税番号制度の導入	37	中間サーバ、統合宛名システム等の導入	調査・分析	開発	導入		
		38	既存業務システムの改修	調査・分析	改修	導入	システムごとに時期は検討	
38-1		ネットワーク分割と自治体セキュリティクラウドの構築			実施			
第3章 スマート県庁の実現	BPRの推進によるコスト削減と仕事の効率化	39	業務プロセスの見える化	外部専門家による見直し実施（サンプリング調査） 全庁共通業務の見直しの方向性検討				
		40	タブレット型端末の導入	出先の現場対応業務、本庁所属のGL以上の職員等に約1,600台を配付 導入検証・導入拡大検討 【28年度以降】全職員配付の検討 【28年度以降】無線LAN対応				
		41	大型ディスプレイの導入	実施				
		42	スマート会議支援システムの導入	実施				
		43	県営水道の管路情報システムにおけるタブレット型端末の導入（企業庁）	実施				
		情報システムの見直し	44	コンピュータセンターの外部移転	準備 移行	全面移行		
	44-1		地方公会計制度導入に向けたシステム開発			実施		
	管理事務トータルシステムの見直し							
	45		共通基盤システム	開発		運用		
	45	会計管理システム	開発		運用			
45	予算編成支援システム	開発		運用				
45	財産管理システム	基本計画	開発		運用			
45	統合文書処理システム	基本計画	開発		運用			
45	人事給与システム	開発			運用			

2 予算(平成26年度)

大項目	取組名			平成26年度 予算	
	中項目	No	小項目及び取組み	細々事業名	金額 (単位:千円)
第1章 スマート 神奈川の 推進	エネルギーのスマート化	1	住宅向けエネルギー管理システム	住宅用スマートエネルギー設備導入費補助	93,000
		2	事業所向けエネルギー管理システム	中小規模事業者省エネ機器等導入費補助	39,000
		3	生活支援サービス等提供実証	地域課題対応型EMSサービス実証事業費	16,000
	地域課題対応型EMSサービス実証事業費交付金			1,000	
	防災のスマート化	8	災害対策本部会議等のペーパーレス化	災害対策映像システム運営費	420
	観光のスマート化	12	観光情報の発信力等の強化	観光プロモーション推進事業費補助	32,214
	農林水産業のスマート化	16	タブレット型端末を活用した家畜伝染病対策	取組No.40のタブレット型端末を活用	
	スマート医療&スマートヘルスケア	21	神奈川マイカルテプロジェクトの推進	かながわマイカルテ検討事業費	6,000
		22	ICTを活用した救急医療の見直し	救急医療情報システム改修事業費	121,328
		23	CHO構想	CHO構想推進事業費	32,000
		24	治験の迅速化に向けたICTの活用	ライフイノベーション推進強化事業費	10,000
	教育のスマート化	25	(県立高等学校) 分かりやすい授業の実現や協働学習の充実	普通教室等情報機器整備費	4,870
		26	(特別支援学校) 障害に応じた学習の支援や新たな能力の開発・就労職域の拡大	特別支援学校情報機器整備費等	11,360
		27	(校務関係) ベテラン教員の知識の継承や教員の業務負担解消	校務パソコン整備費	91,948
	ICTの活用による産業振興	30 31	ものづくり企業とICT企業との連携強化	技術連携・事業化等コーディネート事業費	4,850
				技術移転支援費	4,938
				新産業分野重点振興費	10,638
小計					479,566

取組名			平成26年度 予算			
大項目	中項目	No	小項目及び取組み	細々事業名	金額 (単位：千円)	
第2章 行政サービスのICT化の拡充	行政手続の電子化の拡充	33	電子納税の導入			
			M P Nによる電子納税	マルチペイメントネットワーク県税 収納電算システム開発事業	150,382	
		34	エルタックスによる電子納税			
			35	納税確認の電子化	電算システム開発等経費	18,223
		オープンガバメントの導入	36	オープンガバメント導入の促進	オープンガバメント推進費	7,850
		社会保障・税番号制度の導入	37	中間サーバ、統合宛名システム等の導入	社会保障・税番号制度推進費	5,884
	38		既存業務システムの改修	電算システム運用費(課税課)	4,619	
小計					186,958	
第3章 スマート県庁の実現	B P Rの推進によるコスト削減と仕事の効率化	39	業務プロセスの見える化	業務のスマート化推進事業費	7,700	
		40	タブレット型端末の導入	スマート県庁推進事業費	145,650	
		41	大型ディスプレイの導入			
		42	スマート会議支援システムの導入	スマート会議支援事業費	4,720	
		43	県営水道の管路情報システムにおけるタブレット型端末の導入	管路情報システムモバイルマッピング事業	22,238	
	情報システムの見直し	44	コンピュータセンターの外部移転	コンピュータセンター外部移転事業費	440,051	
		45	管理事務トータルシステムの見直し			
			共通基盤システム	共通基盤システム開発整備費	104,757	
			会計管理システム	会計管理システム開発整備費	314,470	
			予算編成支援システム	予算編成支援システム改善費	27,481	
			財産管理システム	財産管理システム再構築費	10,000	
			統合文書処理システム	統合文書処理システム再構築費	13,000	
	45	人事給与システム	人事給与システム再構築費	407,649		
小計					1,497,716	
合計					2,164,240	

予算（平成27年度）

取組名				平成27年度 予算	
大項目	中項目	No	小項目及び取組み	細々事業名	金額 (単位：千円)
第1章 スマート 神奈川の 推進	エネルギーの スマート化	3	生活支援サービス等提供実証	地域課題対応型EMSサービス実証 事業費	14,000
				地域課題対応型EMSサービス実証 事業費交付金	900
		3-1	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	ZEH導入費補助	60,000
		3-2	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル	ZEB導入費補助	12,000
	環境施策の スマート化	7	生物多様性に関する地図情報を提供	生物多様性保全推進事業費	1,989
	防災の スマート化	8	災害対策本部会議等のペーパーレス化	災害対策映像システム運営費	2,213
	観光の スマート化	12	観光情報の発信力等の強化	観光プロモーション推進事業費補助	30,190
	農林水産業の スマート化	13	ICTを活用した生産技術の開発、農家 への導入・普及	スマート農業推進事業費	45,000
		20	山地への衛星携帯電話等の関係機器を配 備	以下の事業費の一部 ・林道開設事業費（公共事業）（事務費） ・林道改良事業費（公共事業）（事務費） ・治山事業費（公共事業）（事務費）	480
	スマート医療& スマートヘルス ケア	21	神奈川マイカルテプロジェクトの推進	かながわマイカルテ検討事業費	6,000
		23	C H O 構想	C H O 構想推進事業費	10,853
		23-1		C H O 構想加速化促進事業費	40,000
		24-1	医療情報等を提供するシステムの構築	ヘルスケアICTシステム創生事業 費	160,000
		24-2	健康データ等の情報連携・共有化を進め るための調査		
		24-3	医療診断システムや臨床研究支援シス テム等の展開を見据えた調査		
		24-4	ME - B Y O ハウスラボの推進	ME - B Y O ハウスラボ設置運営事 業費	50,000
	教育の スマート化	26	（特別支援学校）障害に応じた学習の支 援や新たな能力を開発し、就労職域の拡 大を図るため情報機器を整備	特別支援学校情報機器整備費	94,720
		27	（校務関係）ベテラン教員の知識の継承 や教員の業務負担解消	校務パソコン整備費	130,076
	ICTの活用に よる産業振興	30 31	ものづくり企業とICT企業との連携強 化	技術連携・事業化等コーディネート 事業費	4,518
				技術移転支援費	4,553
				新産業分野重点振興費	10,638
小計					678,130

取組名			平成27年度 予算		
大項目	中項目	No	小項目及び取組み	細々事業名	金額 (単位：千円)
第2章 行政サービスのICT化の拡充	行政手続の電子化の拡充	33	電子納税の導入		
			M P Nによる電子納税	県税収納システム運用費	34,183
		34	エルタックスによる電子納税	電算システム管理運用費	4,536
				地方税電子申告システム運用費	3,954
	35	納税確認の電子化	自動車二税ワンストップサービスシステム推進費（負担金）	2,332	
	社会保障・税番号制度の導入	37	中間サーバ、統合宛名システム等の導入	社会保障・税番号制度推進費	133,296
		38	既存業務システムの改修		
			（税務電算システム）	電算システム開発等経費	499,281
			（人事給与システム）	人事給与システム運用費	17,493
			（かながわ児童相談所情報ネットワークシステム、児童扶養手当システム、特別児童扶養システム）	社会保障・税番号制度導入対応システム改修費	15,000
			（母子寡婦福祉資金システム）	母子父子寡婦福祉資金貸付事務費（特別会計）	8,740
			（児童相談所情報ネットワークシステム）	障害児施設給付管理システム改修事業費	1,996
			（生活保護総合情報システム）	生活保護総合情報システム改修費	7,560
	（身体障害者手帳交付システム、療育手帳交付等管理システム）		障害手帳交付事務等支援システム改修事業費	6,441	
	（通院医療費公費負担制度電算システム）	通院医療費公費負担制度電算システム改修事業費	2,699		
小計				737,511	

取組名				平成27年度 予算		
大項目	中項目	No	小項目及び取組み	細々事業名	金額 (単位：千円)	
第3章 スマート県庁の実現	BPRの推進によるコスト削減と仕事の効率化	40	タブレット型端末の導入	スマート県庁推進事業費	69,314	
		41	大型ディスプレイの導入			
		42	スマート会議支援システムの導入			スマート会議支援事業費
	情報システムの見直し	44	コンピュータセンターの外部移転	コンピュータセンター外部移転事業費	528,726	
				コンピュータセンター外部移転事業費(グループウェアシステム)	30,573	
				コンピュータセンター外部移転事業費(管理事務トータル支援システム)	83,510	
		45	管理事務トータルシステムの見直し	共通基盤システム	共通基盤システム開発整備費	120,365
					プロジェクトマネジメント支援事業費	63,193
				会計管理システム	会計管理システム開発整備費	295,103
				予算編成支援システム	予算編成支援システム改善費	20,667
	45	財産管理システム	財産管理システム再構築費	60,380		
	45	人事給与システム	人事給与システム再構築費	395,219		
	小計					1,671,246
合計					3,086,887	

予算（平成28年度）

取組名				平成28年度 予算	
大項目	中項目	No	小項目及び取組み	細々事業名	金額 (単位：千円)
第1章 スマート 神奈川の 推進	エネルギーの スマート化	3-1	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	Z E H導入費補助	60,000
		3-2	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル	Z E B導入費補助	22,000
	環境施策の スマート化	7-1	生物多様性に関する情報サイトの整備	生物多様性保全推進事業費	8,731
	防災の スマート化	8	災害対策本部会議等のペーパーレス化	災害対策映像システム運営費	2,213
		9	災害対策本部室等の映像音声システムの再整備	災害対策本部体制強化設備整備費	79,318
	観光の スマート化	11-1	外国人観光客の行動ルートやニーズの分析	外国人観光客ニーズ分析・調査事業費	30,838
		11-2	外国人観光客を対象とした神奈川の観光情報の発信	外国人観光客誘致促進事業費	112,648
		11-3	I C Tを活用した多言語支援	外国人観光客受入環境整備事業費	23,614
		11-4	県内の外国人観光案内所のフリーW i F iの導入補助		
		11-5	羽田空港観光案内所への観光案内人型ロボットの導入		
		12	観光情報の発信力等の強化	観光プロモーション推進事業費補助	30,190
	農林水産業の スマート化	13	I C Tを活用した生産技術の開発、農家への導入・普及	スマート農業推進事業費	1,500
				都市農業振興事業費（一部）	529
		20	山地への衛星携帯電話等の関係機器を配備	以下の事業費の一部 ・林道開設事業費（公共事業）（事務費） ・林道改良事業費（公共事業）（事務費） ・治山事業費（公共事業）（事務費）	480
	医療&ヘルスケアの スマート化	23-2	（C H O構想）健康保険組合データ活用検討・モデル実施事業	C H O構想加速化促進事業費	55,000
		24-2	マイM E - B Y Oカルテ	ヘルスケアI C Tシステム創成事業費	343,292
		24-6	「M E - B Y Oハウス・ラボ」プロジェクト	M E - B Y Oハウスプロジェクト推進事業費	50,000
	I C Tの活用による 産業振興	30 31	ものづくり企業とI C T企業との連携強化	技術連携・事業化等コーディネート事業費	4,292
				技術移転支援費	4,325
				新産業分野重点振興費	10,106
小計					839,076

大項目	対象システム	金額 (単位：千円)
第2章 行政サービスのICT化の拡充 第3章 スマート県庁の実現	全庁システム 開発費・改修費 4,313,884千円 運用費 7,043,177千円	11,357,061
合計		12,196,137